

## 津市公報

第 452 号  
令和6年10月21日

### 目 次

#### 津市規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

#### 津市告示

議決を経た予算等の公表

放置自転車の撤去及び保管

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額

#### 津市公告

令和6年度津市営住宅補充入居者の公募

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る条件付一般競争入札の実施

令和6年9月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に関する工事の完了

負傷動物の収容

令和6年度津市営住宅随時補充入居者の公募

市有財産売却に係る条件付一般競争入札の実施

開発行為に関する工事の完了

#### 津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

#### 津市選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部を改正する告示

選挙人名簿からの抹消者

衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び衆議院議員比例代表選出議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び衆議院議員比例代表選出議員選挙における投票所の開閉時間

衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び衆議院議員比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の交付場所

衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び衆議院議員比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の時間

在外選挙人にかかる不在者投票用紙等の交付場所
衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所
最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場の設置場所
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の開閉時間
在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時
 津市監査委員告示
住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第 37 号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年津市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第 16 条第 1 号カ中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に改める。

第 26 条中「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に改める。

第 30 条第 1 号エ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同号オ中「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に改め、同条第 6 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第38号

#### 津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則の一部を改正する規則

津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則（平成18年津市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該日後において当該日に最も近い当該休日でない日）

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則の例により行うものとする。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第39号

#### 津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第15条の3中第18号を第19号とし、同条第17号中「第2号から第8号まで及び第13号」を「第3号から第9号まで及び第14号」に、「第6号、第9号から第12号まで」を「第7号、第10号から第13号まで」に改め、同号を同条第18号とし、同条第2号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）

第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金

第27条第1項第3号中「市内旅費精算請求書」を「市内旅費概算（精算）請求書」に改める。

第32条第12号中「参加費」の次に「、資料代」を加える。

第38条に次の1号を加える。

(4) 講習会又は研究会の資料代その他これに類する経費

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年9月26日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和6年10月1日

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度津市一般会計補正予算（第5号）

## 令和 6 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度津市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,484,978 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121,995,062 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和6年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,502,307千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

## 令和6年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,954,047千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地 方 特 例 交 付 金		1,360,000	135,097	1,495,097
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,360,000	135,097	1,495,097
13 地 方 交 付 税		21,000,000	88,605	21,088,605
	1 地 方 交 付 税	21,000,000	88,605	21,088,605
17 国 庫 支 出 金		20,966,944	108,803	21,075,747
	2 国 庫 補 助 金	6,397,657	108,803	6,506,460
18 県 支 出 金		8,410,388	6,770	8,417,158
	2 県 補 助 金	2,341,364	6,770	2,348,134
19 財 産 収 入		262,335	9,411	271,746
	1 財 産 運 用 収 入	125,810	9,411	135,221
20 寄 附 金		310,745	7,000	317,745
	1 寄 附 金	310,745	7,000	317,745
21 繰 入 金		8,947,775	△446,625	8,501,150
	2 基 金 繰 入 金	8,929,212	△446,625	8,482,587
22 繰 越 金		100,000	1,611,345	1,711,345
	1 繰 越 金	100,000	1,611,345	1,711,345
23 諸 収 入		1,639,861	7,172	1,647,033
	5 雜 入	1,350,833	7,172	1,358,005
24 市 債		4,841,900	△42,600	4,799,300
	1 市 債	4,841,900	△42,600	4,799,300
歳 入 合 計		120,510,084	1,484,978	121,995,062

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,115,538	816,728	16,932,266
	1 総 務 管 理 費	14,001,727	816,728	14,818,455
3 民 生 費		46,739,184	222,926	46,962,110
	1 社 会 福 祉 費	25,225,395	5,472	25,230,867
	2 児 童 福 祉 費	16,147,544	90,458	16,238,002
	3 生 活 保 護 費	5,363,592	126,996	5,490,588
4 衛 生 費		11,025,459	297,513	11,322,972
	1 保 健 衛 生 費	3,611,521	297,513	3,909,034
6 農 林 水 産 業 費		2,332,518	491	2,333,009
	1 農 業 費	1,819,950	397	1,820,347
	2 林 業 費	465,318	94	465,412
7 商 工 費		1,236,149	1,685	1,237,834
	1 商 工 費	1,236,149	1,685	1,237,834
8 土 木 費		15,876,432	48,040	15,924,472
	2 道 路 橋 り よ う 費	5,372,477		5,372,477
	4 港 湾 費	93,377	34,500	127,877
	5 都 市 計 画 費	8,910,958	13,540	8,924,498
9 消 防 費		4,400,278	20,020	4,420,298
	1 消 防 費	4,400,278	20,020	4,420,298
10 教 育 費		10,412,631	77,575	10,490,206
	1 教 育 総 務 費	2,594,741	46,674	2,641,415
	4 幼 稚 園 費	1,031,967	553	1,032,520
	5 社 会 教 育 費	2,694,019	30,348	2,724,367
歳 出 合 計		120,510,084	1,484,978	121,995,062

## 第2表 繼続費補正

追 加

(単位 : 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	中消防署西分署整備事業	725,477	令和6年度	20,000
				令和7年度	705,477

## 第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ホームページ更新事業	令和7年度	41,167
広報紙発行事業	令和7年度	56,597

## 第4表 地方債補正

変 更

(単位 : 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
消防施設整備事業	470,500	489,500
臨時財政対策	400,000	338,400

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支 払 基 金 交 付 金		7,927,961	△30,311	7,897,650
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,927,961	△30,311	7,897,650
7 繰 入 金		4,829,788	△83,939	4,745,849
	2 基 金 繰 入 金	201,862	△83,939	117,923
8 繰 越 金		3	489,333	489,336
	1 繰 越 金	3	489,333	489,336
歳 入 合 計		30,578,964	375,083	30,954,047

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		28,672,342		28,672,342
	1 介護及び予防給付費	27,987,732		27,987,732
3 地 域 支 援 事 業 費		1,400,109		1,400,109
	3 介護予防・生活支援 サ ー ビ ス 事 業 費	589,687		589,687
6 諸 支 出 金		20,273	375,083	395,356
	1 償還金及び還付加算 金	12,511	375,083	387,594
歳 出 合 計		30,578,964	375,083	30,954,047



## 事業勘定

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 財 産 収 入		88	205	293
	1 財 産 運 用 収 入	88	205	293
11 繰 入 金		2,305,159	56,172	2,361,331
	1 繰 入 金	2,305,159	56,172	2,361,331
12 繰 越 金		1	38,432	38,433
	1 繰 越 金	1	38,432	38,433
歳 入 合 計		26,407,498	94,809	26,502,307

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 基 金 積 立 金		88	205	293
	1 基 金 積 立 金	88	205	293
11 諸 支 出 金		54,901	94,604	149,505
	1 償還金及び還付加算金	24,088	94,604	118,692
歳 出 合 計		26,407,498	94,809	26,502,307



## 令和6年度津市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度津市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,412千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,039,474千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		21,075,747	44,412	21,120,159
	1 国 庫 負 担 金	14,561,496	44,412	14,605,908
歳 入 合 計		121,995,062	44,412	122,039,474

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		11,322,972	44,412	11,367,384
	1 保 健 衛 生 費	3,909,034	44,412	3,953,446
歳 出 合 計		121,995,062	44,412	122,039,474



## 令和6年度津市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度津市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,096千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,060,570千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰 入 金		8,501,150	21,096	8,522,246
	2 基 金 繰 入 金	8,482,587	21,096	8,503,683
歳 入 合 計		122,039,474	21,096	122,060,570

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費			21,096	21,096
	1 農林水産業施設災害復旧費		17,734	17,734
	2 公共土木施設災害復旧費		3,362	3,362
歳 出 合 計		122,039,474	21,096	122,060,570

津市告示第249号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している  
自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和6年9月4日
津駅東口自転車等放置禁止区域	3	令和6年9月4日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和6年9月4日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	9	令和6年9月9日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	8	令和6年9月11日
垂水地内	3	令和6年9月13日
津駅東口自転車等放置禁止区域	2	令和6年9月20日
アスト公共自転車等駐車場	104	令和6年9月25日
白塚駅公共自転車等駐車場	15	令和6年9月26日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	2	令和6年9月26日
大谷町地内	1	令和6年9月27日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
7497	城山第59号線	津市城山一丁目	
		津市城山一丁目	
2609	東鷹跡20号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	
2610	野村77号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
826	椋本第10号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
827	椋本第11号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	
3976	上浜町第100号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3977	羽所町第12号線	津市羽所町	
		津市羽所町	
3193	太郎生1号線	津市美杉町太郎生	
		津市美杉町太郎生	
3194	太郎生2号線	津市美杉町太郎生	
		津市美杉町太郎生	

津市告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
7497	城山第59号線	津市高茶屋二丁目320番1地 先から津市城山一丁目353番 13地先まで	159.0 6.5～ 15.0
2609	東鷹跡20号線	津市久居東鷹跡町301番7地 先から津市久居東鷹跡町301 番4地先まで	49.6 6.0～ 9.6
2610	野村77号線	津市久居野村町字駒屋568番 32地先から津市久居野村町字 駒屋568番28地先まで	58.6 6.0～ 13.1
826	椋本第10号線	津市芸濃町椋本字菖蒲谷358 1番5地先から津市芸濃町椋本 字菖蒲谷3579番14地先まで	131.0 6.0～ 13.7
827	椋本第11号線	津市芸濃町椋本字菖蒲谷358 1番7地先内	25.2 6.0
3976	上浜町第100号線	津市上浜町一丁目506番地先 から津市上浜町一丁目505番 地先まで	21.7 4.0～ 8.2

3 9 7 7	羽所町第12号線	津市羽所町2026番地先から 津市羽所町2022番地先まで	161.7 4.0～ 6.3
3 1 9 3	太郎生1号線	津市美杉町太郎生字登3978 番地先から津市美杉町太郎生字 堂本3802番1地先まで	510 4.4～ 9.9
3 1 9 4	太郎生2号線	津市美杉町太郎生字まとば55 53番2地先から津市美杉町太 郎生字まとば5578番1地先 まで	105.0 10.5～ 15.5

津市告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3128 西寺垣内本線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市美杉町太郎生字まとば 5570番4地先から津市美杉町太郎生字まとば 5551番2地先まで	旧	4.5~7.0	138.9

2 路線名 3359 津海岸御殿場線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
津市桜橋三丁目75番3地先から津市桜橋三丁目72番地先まで	旧	6.0~8.0	118.0
津市桜橋三丁目4番1地先から津市桜橋三丁目72番地先まで	新	4.0~26.9	698.6

3 路線名 3473 上浜町第30号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町二丁目172番地先から 津市上浜町二丁目195番3地先まで	新	22.5～ 26.9	93.7

4 路線名 3002 桜橋第1号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市桜橋三丁目75番1地先から津市桜橋三 丁目72番地先まで	旧	4.0～ 18.0	121.1

5 路線名 1086 野村16号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居野村町駒屋582番1地先から津市久 居野村町駒屋582番9地先まで	旧	4.0～ 8.3	37.7
津市久居野村町駒屋582番1地先から津市久 居野村町駒屋582番9地先まで	新	6.0～ 11.6	37.7

津市告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
7497	城山第59号線	津市高茶屋二丁目320番1地先から津市城山一丁目353番13地先まで	令和6年10月8日
2609	東鷹跡20号線	津市久居東鷹跡町301番7地先から津市久居東鷹跡町301番4地先まで	令和6年10月8日
2610	野村77号線	津市久居野村町字駒屋568番32地先から津市久居野村町字駒屋568番28地先まで	令和6年10月8日
826	椋本第10号線	津市芸濃町椋本字菖蒲谷3581番5地先から津市芸濃町椋本字菖蒲谷3579番14地先まで	令和6年10月8日
827	椋本第11号線	津市芸濃町椋本字菖蒲谷3581番7地先内	令和6年10月8日
3976	上浜町第100号線	津市上浜町一丁目506番地先から津市上浜町一丁目505番地先まで	令和6年10月8日
3977	羽所町第12号線	津市羽所町2026番地先から津市羽所町2022番地先まで	令和6年10月8日

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3359	津海岸御殿場線	津市桜橋三丁目 75 番 2 地先から津市桜橋三丁目 143 番 7 地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
1086	野村 16 号線	津市久居野村町駒屋 582 番 1 地先から津市久居野村町駒屋 582 番 9 地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3639	上浜町第 54 号線	津市上浜町一丁目 581 番地先から津市上浜町一丁目 596 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3641	栄町第 27 号線	津市栄町三丁目 309 番地先から津市羽所町 2013 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3642	上浜町第 44 号線	津市上浜町一丁目 640 番地先から津市上浜町一丁目 638 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3643	栄町第 28 号線	津市栄町四丁目 657 番地先から津市栄町四丁目 654 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3644	栄町第 39 号線	津市栄町四丁目 661 番地先内	令和 6 年 10 月 8 日
3645	栄町第 29 号線	津市栄町四丁目 642 番地先から津市栄町四丁目 660 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3646	上浜町第 46 号線	津市上浜町一丁目 603 番地先から津市上浜町一丁目 600 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3647	上浜町第 47 号線	津市上浜町一丁目 596 番地先から津市上浜町一丁目 600 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日
3648	栄町第 30 号線	津市栄町四丁目 626 番地先から津市栄町四丁目 638 番地先まで	令和 6 年 10 月 8 日

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3650	上浜町第49号線	津市上浜町一丁目 595 番地先から津市上浜町一丁目 587 番地先まで	令和6年10月8日
3656	栄町第32号線	津市栄町四丁目 577 番地先から津市栄町四丁目 501 番地先まで	令和6年10月8日
3657	栄町第33号線	津市栄町四丁目 597 番地先から津市栄町四丁目 593 番地先まで	令和6年10月8日
3658	栄町第34号線	津市栄町四丁目 573 番地先から津市栄町四丁目 590 番地先まで	令和6年10月8日
3661	栄町上浜町第8号線	津市羽所町 2009 番地先から津市上浜町一丁目 506 番地先まで	令和6年10月8日

津市告示第 254 号

下記の者の令和 6 年度軽自動車税種別割納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 10 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○	令和 6 年度軽自動車税 種別割納税通知書
○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○		
○		

津市告示第255号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年津市告示第13号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片野自治会

2 主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の主たる事務所の位置が変更され、令和6年7月31日の臨時総会において承認されたため。

津市告示第256号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89条）第119条第2項及び同令第121条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおりとする。

なお、令和5年津市告示第59号は、廃止する。

令和6年10月15日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

施設番号	会場番号	区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積(m <sup>2</sup> )	費 用 額(円)		施設の種類・程度							その他	
						昼間	夜間	演 説 会 場					弁 士 控 室			
								照 明	演 壇	聴衆席	扩声器	時計	その他	照 明	その他	
1	1	第161条 第1項①	津市立大里幼稚園 大里窪田町1870	遊戲室	72.8	9,090	25,675	40W 20	有	いす 80	有	有	-	40W 8	-	-
2	2	第161条 第1項①	津市立南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戲室 (2階)	150	9,090	25,675	40W 40	有(スージ)	いす 50	有	有	-	有	いす 5	駐車場13台
3	3	第161条 第1項①	津市立敬和幼稚園 中河原445	遊戲室	75.92	9,090	25,675	80W 15	有	いす 50	有	有	-	-	-	-
4	4	第161条 第1項①	津市立藤木幼稚園 藤方1627	遊戲室	206	9,090	25,675	36W 34	有	いす 130	有	有	-	36W 4	机 14 いす9	投票所
5	5	第161条 第1項①	津市立高茶屋幼稚園 高茶屋三丁目1-1	遊戲室	295	9,090	25,675	40W 30	有	いす 200	有	有	-	40W 4	机 4 いす10	-
6	6	第161条 第1項①	津市立豊が丘小学校 豊が丘2丁目34-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 624	有	有	-	40W 4	机 6 いす 12	-
7	7	第161条 第1項①	津市立高野尾小学校 高野尾町5266-1	多目的ホール	240	9,090	25,675	40W 6	有	いす 100	有	有	-	-	-	-
	8			体育館	708			400W 16 300W 15	有	いす 150	有	有	-	80W 2	いす 1	-
8	9	第161条 第1項①	津市立大里小学校 大里窪田町1821	会議室	66	9,090	25,675	40W 20	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所
	10			体育館	797			100W 31	机 1	いす 280	有	有	-	40W 4	-	
9	11	第161条 第1項①	津市立一身田小学校 一身田大古音355	会議室	84	9,090	25,675	40W 24	有	いす 70	無	有	-	-	-	投票所
	12			体育館	697			400W 16 300W 15	有	いす 500	有	有	-	-	-	
10	13	第161条 第1項①	津市立白塚小学校 白塚町4463	会議室	63	9,090	25,675	螢光灯 6	無	いす 50	無	有	-	-	-	-
	14			体育館	720			LED灯 31	1	いす300	有	有	-	-	-	-
11	15	第161条 第1項①	津市立栗真小学校 栗真中山町452	会議室	68	9,090	25,675	40W 24	無	いす 20	無	有	机有	-	-	-
	16			体育館	720			400W 15	有	いす 100	有	有	-	-	-	-
12	17	第161条 第1項①	津市立北立誠小学校 江戸橋一丁目30	コミュニケーションルーム	56	9,090	25,675	有	有	いす40	無	有	-	有	-	-
	18			体育館	700			有	有	いす 150 シート有	有	有	-	有	-	-
13	19	第161条 第1項①	津市立南立誠小学校 桜橋二丁目39	会議室	104	9,090	25,675	螢光灯 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	投票所
	20			体育館	708			水銀灯 16 白熱灯 15 蛍光灯 12	有	いす 500	有	有	-	-	机 3 いす 6	
14	21	第161条 第1項①	津市立西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 300	有	有	-	-	-	投票所
15	22	第161条 第1項①	津市立敬和小学校 中河原445	会議室	64.8	9,090	25,675	40W 18	無	いす 45	無	有	-	-	-	投票所
	23			体育館	720			200W 30 40W 2 20W 2	有	いす 200 シート有	無	有	-	-	-	
16	24	第161条 第1項①	津市立養正小学校 丸之内養正町14-1	コミュニケーションルーム	102	9,090	25,675	有	無	机 20 いす 50	無	有	-	-	-	投票所
	25			体育館	697.38			400W 16 300W 13	有	いす 500 シート有	有	有	-	有	ミーティングルーム 机、いす	
17	26	第161条 第1項①	津市立新町小学校 八町三丁目3-1	大会議室	180	9,090	25,675	50W 18	無	いす 100	無	有	-	-	-	投票所
	27			体育館	768			水銀灯 24 白熱灯 24	有	いす 200 シート 14	有	有	-	螢光灯	机 5	
18	28	第161条 第1項①	津市立修成小学校 修成町9-1	北校舎1階 会議室	54	9,090	25,675	常設灯 14	長机 12	いす 32	無	有	-	-	-	-
	29			体育館	720			常設灯 27	有	いす 850	有	有	-	有	長机 1	-
19	30	第161条 第1項①	津市立育生小学校 下弁財町津興1350	会議室	100	9,090	25,675	40W 24	無	いす 60	無	有	-	400W 2	-	投票所
	31			体育館	833			400W 20 500W 20	有	いす 60	有	有	-	400W 2	机 1 いす 5	

20	32 33	第161条 第1項① 33	津市立安東小学校 納所町245	会議室	128	9,090	25,675	40W 30	無	いす 70	有	有	-	有	-	投票所
				体育館	720			水銀灯16 白熱灯15	有	いす 500 シート 19	有	有	-	2	机 6 いす 18	
21	34	第161条 第1項①	津市立櫛形小学校 分部1211-1	体育館	667	9,090	25,675	400W 30	有	いす 300 シート 20	有	有	-	40W 4	机 6 いす 20	投票所
22	35	第161条 第1項①	津市立片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	9,090	25,675	水銀灯16 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有	-	蛍光灯 有	ミーティング 机 8	-
23	36	第161条 第1項①	津市立神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 200	有	有	-	40W 2	机 4 いす 12	投票所
24	37 38	第161条 第1項① 38	津市立藤小学校 藤方1627	会議室	80	9,090	25,675	LED 18	無	いす 50	無	有	-	LED 6	机 3 いす 6	-
				体育館	696			LED 29	有	いす 250	有	有	-	40W 4	机 3 いす 10	-
25	39 40	第161条 第1項① 40	津市立南が丘小学校 垂水2538-1 多目的ホール (ふれあいホール)	体育館	690	9,090	25,675	40W 30	有	いす 500	有	有	-	40W 6	ミーティング ルーム 机 6 いす 18	投票所
					229.5			40W 48 60W 6	有	いす 200 (体育館より 100搬入)	有	有	-	-	机; 有 いす; 有 際に控えるのが可 別室は吹き 内となる	
26	41	第161条 第1項①	津市立高茶屋小学校 高茶屋三丁目1-1	体育館	696	9,090	25,675	400W 18 300W 20 40W 14	有	いす 550	有	有	-	40W 6	-	-
27	42 43	第161条 第1項① 43	津市立雲出小学校 雲出木綱町1164	多目的室	109	9,090	25,675	有	有	いす 50	無	有	-	-	-	-
				体育館	934			有	有	いす 470	有	有	-	有	机 いす 有	-
28	44	第161条 第1項①	津市立豊里中学校 大里睦合町820-1	体育館	972	9,090	25,675	水銀灯 16 白熱灯 9	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有	-	-	机 3 長いす 3	-
29	45 46	第161条 第1項① 46	津市立一身田中学校 一身田中野880-1	会議室 (2階)	92	9,090	25,675	LED直管形 36	無	いす 60	無	有	-	LED直管形 12	机 4 いす 10	-
				体育館	900			400W 25	演壇 2 いす	いす 500	有	有	-			
30	47 48	第161条 第1項① 48	津市立橋北中学校 桜橋二丁目38-1	会議室 (B棟4階)	102	9,090	25,675	40W 30	固定演壇 (机)1	いす 50	無	有	-	40W 6	校長室 ソワ~ 4	-
				体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有	-	有	机 3	-
31	49 50	第161条 第1項① 50	津市立東橋内中学校 中河原356-2	会議室	32,864	9,090	25,675	40W 12	無	机 10 いす 25	無	有	-	-	-	-
				体育館	840			100W~ 200W 40	有	いす 300	有	有	-	有	いす有	-
32	51 52	第161条 第1項① 52	津市立西橋内中学校 東古河町7-1	被服室	128	9,090	25,675	有	無	いす 40	無	無	-	-	-	投票所
				体育館	1,225			27	移動式	いす 150 シート 有	有	有	-	-	-	
33	53 54	第161条 第1項① 54	津市立橋南中学校 上弁財町津興2537-4	会議室	56	9,090	25,675	40W 12	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所
				体育館	875			水銀灯24 白熱灯 0	移動式	いす 600	有	有	-	-	-	
34	55	第161条 第1項①	津市立西郊中学校 一色町219	体育館	1,387	9,090	25,675	400W 21 100W 21	有	いす 600 シート 有	有	有	-	-	-	-
35	56	第161条 第1項①	津市立南が丘中学校 垂水2622-1	体育館	1,050	9,090	25,675	水銀灯24 白熱灯 8	有	いす 430	有	有	ステージ 照明 有	蛍光灯 40W 18	机 10 いす 20	-
36	57 58	第161条 第1項① 58	津市立南郊中学校 高茶屋四丁目44-1	ミーティング室	50	9,090	25,675	40W 9	無	いす 40	無	有	-	-	-	-
				体育館	1,000			有	有	いす 600 シート 有	有	有	-	有	柔道場となつ てゐるため 畳敷き	
37	59 60	第161条 第1項① 60	三重短期大学 一身田中野157	41番教室 (4階)	229	9,090	25,675	80W 30	有	机 210 いす 210	有	無	-	80W 12	42番教室 (4階)	-
				体育館	988			有	有	いす 300	有	有	-	有	応接室 セーフティ いす 12	-
38	61 62	第161条 第1項① 62	津市中央公民館 大門7-15	ホール	317	9,090	25,675	天井灯	演台 1 机 1 いす 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
				会議室	98			27W 40	演台 1	机 21 いす 63	有	有	-	-	-	-
39	63 64	第161条 第1項① 64	津市橋北公民館 羽所町700	研修室A	111	9,090	25,675	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 5,230 18:00~22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 56	有	72	有	-	-	-	-
				研修室B	59			9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,670 18:00~22:00 1,670 冷暖房時は10分の3の額を加算	天井灯	有	36	無	有	-	-	-
40	65	第161条 第1項①	津市橋南公民館 修成町12-1	会議室	135	9:00~12:00 1,460 13:00~17:00 1,940 18:00~21:00 1,940 冷暖房時は10分の3の額を加算	LED 36	2	いす 66	有	有	ホワイ トボーン	LED 4	机 6 いす 8	投票所	

41	66	第161条 第1項①	津市一身田公民館 一身田町293-3	多目的室 (A・B・C)	107.7	9:00~12:00 1,230 13:00~17:00 1,560 18:00~22:00 1,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	6300lm 24	演壇1	110	有	有	-	-	-	投票所
42	67	第161条 第1項①	津市白塚公民館 白塚町5205	会議室	57.7	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W 24	無	いす 80	有	有	-	-	-	投票所
43	68	第161条 第1項①	津市片田公民館 片田井戸町17-2	会議室	103.93	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	36W×2 15	有	いす 70	無	有	-	38W 2 30W 2	-	-
44	69	第161条 第1項①	津市南郊公民館 高茶屋三丁目25-6	会議室	84	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	80W 8	有	いす 80	有	有	-	29W 2 29W 2	和室	投票所
45	70	第161条 第1項①	津市豊里公民館 大里睦合町610-1	1階 会議室	51	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,150 18:00~22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 18	有	いす 36	無	有	-	-	-	-
	71			2階 研修室	79	9:00~12:00 730 13:00~17:00 940 18:00~22:00 940 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 65	無	有	-	-	-	-
46	72	第161条 第1項①	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00~12:00 1,780 13:00~17:00 2,300 18:00~22:00 2,300 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 150	有	有	-	有	-	投票所
47	73	第161条 第1項②	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平日 9:00~12:00 8,060 13:00~17:00 10,680 18:00~22:00 10,680  休日 9:00~12:00 10,790 13:00~17:00 14,350 18:00~22:00 14,350 冷暖房使用 1,780円/時間	天井灯	有	可動式198 いす 72	有	無	-	6	机 6 いす 21	投票所
	74			会議室1	123	9:00~12:00 3,870 13:00~17:00 4,810 18:00~22:00 4,810 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 24	折りたたみ机 1	いす 60	有	有	-	-	-	
48	75	第161条 第1項②	津リージョンプラザ 西丸之内23-1	お城ホール	487	平日 9:00 ~ 12:00 7,000 13:00 ~ 17:00 10,000 18:00 ~ 22:00 14,000 9:00 ~ 17:00 17,000 13:00 ~ 22:00 24,000  土日休日 9:00 ~ 12:00 9,000 13:00 ~ 17:00 14,000 18:00 ~ 22:00 19,000 9:00 ~ 17:00 23,000 13:00 ~ 22:00 33,000 冷暖房使用 2,400円/時間	30.6KW 69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有	-	320W	机 1 いす 4	-
49	76	第161条 第1項②	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	170	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 40	有 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
50	77	第161条 第1項②	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	120W 4 40W 56	移動式1	いす 120	有	有	-	-	机 7 いす 15	-
51	78	第161条 第1項②	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 48	移動式1	机 43 いす 140	有	有	-	40W 8	小会議室 和室	-
52	79	第161条 第1項②	津市雲出市民センター 雲出本郷町1389	ホール	90	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 20 18W 14	移動式1	いす 100	有	有	-	-	-	-
53	80	第161条 第1項②	津市白塚市民センター 白塚町2111	大ホール	176.5	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式1	机 50 いす 150	有	有	-	32W 12	小会議室 机 8 いす 24	投票所
54	81	第161条 第1項②	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37-59	大ホール	270.6	9:00~12:30 4,190 13:00~17:00 4,190 18:00~21:30 5,340 冷暖房時は10分の3の額を加算	42W×3 27 400W×1 8	有	288	有	有	-	小会議室 32W 6 9:00~12:30 400 13:00~17:00 400 18:00~21:30 500	机 6 いす 18	冷暖房使用 は使用料に 10分の3の 額を加算
	82			大会議室	45.98	9:00~12:30 940 13:00~17:00 940 18:00~21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	30W×2 9 32W×1 2	無	30	無	有	-	-	-	
55	83	第161条 第1項②	津市橋南会館 柳山津興1535-27	大会議室	94.5	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W×2 15	無	いす 70	無	有	-	40W×2 2	小会議室 机 4 いす 9	投票所
56	84	第161条 第1項②	津市新町会館 新町三丁目4-23	研修室1	82	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 9:00~21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	いす 60	有	有	-	40W×2 1	小会議室 机 4 いす 10	研修室1と 2はパーテーション を外せば同 時利用可
	85			研修室2	82	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 9:00~21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	いす 60	有	有	-	-	

57	86	第161条 第1項②	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61.75	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	無	いす 45	無	有	-	32W×2 9	小会議室 机 11 いす 20	投票所	
58	87	第161条 第1項②	津市津西会館 一身上津部田1355-5	大会議室	72	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 12	移動式 1	いす 80	リヤイス2 有線 1 マイクラン ド 大1小 1	有	-	32W×2 12	小会議室 机 8 いす 25	投票所	
59	88	第161条 第1項②	津市津西ふれあい会館 観音寺町1005-24	研修室 1・2	150	9:00~12:30 2,500 13:00~17:00 2,500 18:00~21:30 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	研修室1 いす 50 研修室 2 いす 50	無	有	-	-	研修室 3 机 10 いす 10	-
60	89	第161条 第1項②	津市豊が丘会館 豊が丘二丁目1-1	大会議室	75	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	移動式 1	いす 55	リヤイス 2	有	-	32W×2 6	小会議室 机 6 いす 14	-	
61	90	第161条 第1項②	津市豊が丘おおぞら会館 豊が丘二丁目47-11	研修室1	80.33	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 12	有	50	3	有	紹介 ホート	-	-	投票所 ・研修室1と 2はバー デーションを 外せば同時 利用可	
	91			研修室2	79.45	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 12	無	50	無	有	紹介 ホート	-	-		
	92			研修室3	40.02	9:00~12:30 830 13:00~17:00 830 18:00~21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 6	無	25	無	有	紹介 ホート	-	-		
62	93	第161条 第1項②	津市南が丘会館 垂水2882-1	別棟 研修室 1・2	190	9:00~12:30 2,500 13:00~17:00 2,500 18:00~21:30 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W 20	無	いす 120	有	有	-	32W 20	研修室 3 工作用机 6 いす 24	投票所	
	94			大会議室	74.42	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	60	無	有	紹介 ホート	-	-	
63	95	第161条 第1項②	津市安東コミュニティセンター 垂水2882-1	研修室	65	9:00~12:30 1,250 13:00~17:00 1,250 18:00~21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	31.9w×12	無	いす 40	有	有	-	無	無	-	
	96			ホール	132	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	4311w×19	有	いす 80	有	有	-	無	無	-	
64	97	第161条 第1項②	津市櫛形市民館 分部262-1	和 室	53	9,090	25,675	蛍光灯 40W 16	有	座布団50	無	有	-	40W 2	事務室 机 いす	-
65	98	第161条 第1項②	津市中央市民館 愛宕町233	講堂	105.7	9,090	25,675	40W 32	可動演壇 (机)1	いす 100	有	有	-	40W 18	円卓 1 いす 14	-
66	99	第161条 第1項②	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45.7	9,090	25,675	40W 6	無	いす 20	無	有	-	40W 1	事務室 机 2 いす 2	-
67	100	第161条 第1項②	津市雲出市民館 雲出島賀町488-7	多目的室	59.4	9,090	25,675	40W 48	無	座布団80	無	有	-	40W 12	机 1 いす 6	-
68	101	第161条 第1項②	津市賀崎地区防災コミュニティ センター 港町1-23	集会室1・2	70.42	9:00~12:30 830 13:00~17:00 830 18:00~21:30 1,150 9:00~21:30 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×12	有(移動式)	椅子75	有 (リヤイス ×2)	有	紹介 ホート	-	-	-	-
69	102	第161条 第1項②	津市雲出地区防災コミュニティ センター 雲出伊倉津町792-1	研修室1	175.43	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 9:00~21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす91脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机6脚	従事者数1	
	103			研修室2	175.43	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 9:00~21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算	20W 24灯	固定演題1	いす112脚	有	有	従事者 数1	20W 6灯	机7脚	従事者数1	
	104			大ホールA	144	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 9:00~21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		跳ね上げ式 ステージ	椅子70脚	有	有	紹介 ホート	-	-	大ホールB との仕切り を外して一 体的に使 用すること も可能	
	105			大ホールB	144	9:00~12:30 2,930 13:00~17:00 2,930 18:00~21:30 3,560 9:00~21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		無	椅子70脚	有	有	紹介 ホート	-	-	大ホールA との仕切り を外して一 体的に使 用すること も可能	

70	106	第161条 第1項② 津市津南防災コミュニティセンター 津市半田3249-11	会議室A	60	9:00~12:30 940 13:00~17:00 940 18:00~21:30 1,150 9:00~21:30 2,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	椅子30脚	有	有	ワイヤレスマイク ホーネットボード	-	-	会議室Bと仕切りを外して一括的に使用することも可能	
	107		会議室B	60	9:00~12:30 940 13:00~17:00 940 18:00~21:30 1,150 9:00~21:30 2,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	椅子30脚	有	有	ワイヤレスマイク ホーネットボード	-	-	会議室Aと仕切りを外して一括的に使用することも可能	
	108		多目的研修室	42	9:00~12:30 830 13:00~17:00 830 18:00~21:30 1,150 9:00~21:30 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	丸椅子36脚	有	有	ワイヤレスマイク ホーネットボード	-	-	-	
71	109	第161条 第1項③ 津市阿漕塚記念館 柳山津興622	大会議室	63	9:00~12:30 1,150 13:00~17:00 1,150 18:00~21:30 1,460	80W 8	無	いす 20	無	有	-	60W	和室10畳	投票所	
72	110	第161条 第1項③ 津市相生会館 相生町383	和室	148.5 畳45畳	9,090	25,675	40W 40	机 10	座布団50	無	有	-	80W 1	応接4点セット	-
73	111	第161条 第1項③ 津市愛宕会館 愛宕町10	和室	132	9,090	25,675	40W 24	有	座布団100	有	有	-	有	机 いす	-
74	112	第161条 第1項③ 津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	9,090	25,675	480W	無	座布団50	有	有	-	有	有	-
75	113	島崎集会所 島崎町261-2	1階 会議室	33	9,090	25,675	40W 8	無	いす 40	無	有	-	有	有 エアコン付	-
	114		2階 日本間	41	9,090	25,675	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有	-	有	有 エアコン付	-
76	115	第161条 第1項③ 津市高洲町教育集会所 高洲町15-30	2階 会議室	105	9,090	25,675	40W 30	有	いす 50	有	有	-	20W 10	和室	-
77	116	第161条 第1項③ 津市モーターボート競走場 藤方637	ツッキードーム	998.5	平日 2,820/時間 土日休日 3,770/時間	1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1~3F 521	有	無	-	40W 48	机 3 ハイ いす 12 丸いす 6	-	
78	117	メッセウイングNHW 北河路町19-1	1F展示場(A)	1099	平日 9:00~17:00 97,770 9:00~12:00 41,900 13:00~17:00 55,870 土日休日 9:00~17:00 117,320 9:00~12:00 50,280 13:00~17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	18:00~22:00 67,040	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	118		1F展示場(B)	1071	平日 9:00~17:00 97,770 9:00~12:00 41,900 13:00~17:00 55,870 土日休日 9:00~17:00 117,320 9:00~12:00 50,280 13:00~17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	18:00~22:00 67,040	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	119		1F展示場(C)	1139	平日 9:00~17:00 97,770 9:00~12:00 41,900 13:00~17:00 55,870 土日休日 9:00~17:00 117,320 9:00~12:00 50,280 13:00~17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	18:00~22:00 67,040	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	120		1F展示場(全面)	3231	平日 9:00~17:00 293,320 9:00~12:00 125,710 13:00~17:00 167,610 土日休日 9:00~17:00 351,980 9:00~12:00 150,050 13:00~17:00 201,130 冷暖房使用 9,420円/時間	18:00~22:00 201,140	水銀灯 1kw 192灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
78	121	第161条 第1項③ メッセウイングNHW 北河路町19-1	1F展示場(2/3)	2151	平日 9:00~17:00 195,540 9:00~12:00 83,800 13:00~17:00 111,740 土日休日 9:00~17:00 234,640 9:00~12:00 100,560 13:00~17:00 134,000 冷暖房使用 6,280円/時間	18:00~22:00 134,080	水銀灯 1kw 128灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-

	122	1階中研修室	72	平日 9:00~17:00 14,660 9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 8,380  土日休日 9:00~17:00 17,580 9:00~12:00 7,530 13:00~17:00 10,050	平日 18:00~22:00 10,050  土日休日 18:00~22:00 12,060	LED照明96本	無	42	マイク有 有	-	-	-	-
	123	2階大研修室	205	平日 9:00~17:00 20,660 9:00~12:00 15,710 13:00~17:00 20,950  土日休日 9:00~17:00 43,990 9:00~12:00 18,850 13:00~17:00 25,140	平日 18:00~22:00 25,140  土日休日 18:00~22:00 30,160	LED照明204本	無	150	マイク有 有	-	-	-	-
	124	2階中研修室	63	平日 9:00~17:00 14,660 9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 8,380  土日休日 9:00~17:00 17,580 9:00~12:00 7,530 13:00~17:00 10,050	平日 18:00~22:00 10,050  土日休日 18:00~22:00 12,060	LED照明60本	有	36	マイク有 有	-	-	-	-
	125	2階会議室	148	平日 9:00~17:00 20,160 9:00~12:00 8,640 13:00~17:00 11,520  土日休日 9:00~17:00 24,180 9:00~12:00 10,360 13:00~17:00 13,820	平日 18:00~22:00 13,820  土日休日 18:00~22:00 16,580	LED照明52本	無	60	マイク有 有	-	-	-	-
79	126	津市河芸公民館 第161条 第1項① 河芸町浜田742	大ホール	665	9:00~12:00 6,280 13:00~17:00 7,330 18:00~22:00 7,330 冷暖房時は10分の3の額を加算	ダ'クライト28 40W 20	有	いす500 (固定)	有 有	-	-	-	エレベーター スロープ 駐車場有
	127		第1、2会議室	162	9:00~12:00 1,660 13:00~17:00 2,080 18:00~22:00 2,080 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 60 ダ'クライト32	有	机_39 いす117	有 有	-	-	-	
80	128	津市上野公民館 第161条 第1項① 河芸町上野834-4	第1、2研修室	62.5	9:00~12:00 820 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 20	有	机_13 いす36	無 有	-	-	-	-
	129		第1、2会議室 (和室)	54	9:00~12:00 820 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 16	無	-	無 無	-	-	-	-
81	130	津市千里ヶ丘公民館 第161条 第1項① 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	9:00~12:00 830 13:00~17:00 1,040 18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	無	机_20 いす40	無 有	-	-	-	-
82	131	津市立朝陽中学校 第161条 第1項① 河芸町上野2010	体育館	1091.9	9,090	25,675	白熱灯 9 水銀灯 56	有	いす500	有 有	-	-	-
83	132	津市立豊津小学校 第161条 第1項① 河芸町一色1680	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 12	有	いす250	有 有	-	-	投票所
84	133	津市立上野小学校 第161条 第1項① 河芸町上野2963	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす300	有 有	-	-	投票所
85	134	津市立黒田小学校 第161条 第1項① 河芸町北黒田109-1	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす200	有 有	-	-	投票所
86	135	津市立千里ヶ丘小学校 第161条 第1項① 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	9,090	25,675	白熱灯 4 水銀灯 19 LED灯 2	有	いす500	有 有	-	-	投票所
87	136	津市立黒田幼稚園 第161条 第1項① 河芸町北黒田109-1	遊戯室	96	9,090	25,675	40W3列 6 27W4行 9 18W4行 3	無	無	有 有	-	-	-
88	137	津市立千里ヶ丘幼稚園 第161条 第1項① 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	9,090	25,675	40W2列 25	有	無	有 有	-	-	-
89	138	津市立明幼稚園 第161条 第1項① 芸濃町林325	遊戯室	130.5	9,090	25,675	蛍光灯 27	有	収容50	無 有	-	-	-
90	139	津市立芸濃小学校 第161条 第1項① 芸濃町娘木5047	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 20	有	パイプ椅子 300	マイク 3 スピーカー	有	-	-
91	140	津市立明小学校 第161条 第1項① 芸濃町林325	体育館	441	9,090	25,675	白熱灯 2 水銀灯 13	有	パイプ椅子 150・収容 200	有 有	-	-	投票所

92	141	第161条 第1項①	津市立芸濃中学校 芸濃町椋木5147	体育館アリーナ	998.2	9,090	25,675	水銀灯 37	有	折りたたみ椅子 200	有	有	-	-	
	142			多目的ホール1	102.3			螢光灯 56	無	無	有	有	-	-	
	143			多目的ホール2	109.3			螢光灯13 ダウンライト8	無	無	有	有	-	-	
93	144	第161条 第1項①	津市安西公民館 芸濃町北神山310	会議室	32	9:00~12:00 410 13:00~17:00 520 18:00~22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 6	無	椅子20	-	-	-	-	-	
94	145	第161条 第1項①	津市雲林院公民館 芸濃町雲林院566	会議室	30	9:00~12:00 410 13:00~17:00 520 18:00~22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 8	無	椅子20	-	-	-	-	-	
95	146	第161条 第1項②	津市芸濃コミュニティセンター 芸濃町椋木6141-1	大会議室	192	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,440 18:00~22:00 2,440 9:00~17:00 4,500 13:00~22:00 4,810 9:00~22:00 5,550 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(白熱灯、螢光灯)	有(移動式)	いす80	有	有	脚立ボード	-	-	
	147			中会議室1・2 中会議室3・4	84	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 1,780 18:00~22:00 1,780 9:00~17:00 3,350 13:00~22:00 3,560 9:00~22:00 4,190 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(螢光灯)	無	いす36	無	有	脚立ボード	-	-	
	148			小会議室1 小会議室2	45.4	9:00~12:00 830 13:00~17:00 940 18:00~22:00 940 9:00~17:00 1,780 13:00~22:00 1,880 9:00~22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(螢光灯)	無	いす18	無	有	脚立ボード	-	-	
96	149	第161条 第1項③	津市雲林院福祉会館 芸濃町雲林院1019	集会室(2階)	95.7	9:00~12:00 12:00~17:00 200 300	17:00~21:00 500	螢光灯16	有	収容60	有	有	-	-	
	150			和室(1階)	47.04			7	無	40	無	有	-	-	
	151			和室(2階)	54.3			螢光灯8	無	収容30	無	有	-	-	
	152			多目的室(1階)	68.6			螢光灯12	有	収容60	無	有	-	-	
97	153	第161条 第1項③	津市芸濃総合文化センター 芸濃町椋木6824	市民ホール	431	平日 9:00~12:00 7,850 13:00~17:00 10,470 18:00~22:00 11,520 土日祝日 9:00~12:00 10,210 13:00~17:00 13,610 18:00~22:00 14,980 (舞台使用時) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容443	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	
	154			大研修室	234	平日 9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 4,190 18:00~22:00 4,600 土日祝日 9:00~12:00 4,080 13:00~17:00 5,440 18:00~22:00 5,990 (大研修部屋全使用時) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容120	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	
98	155	第161条 第1項①	津市立みさとの丘学園 美里町三郷84	体育館	1188	9,090	25,675	有	有	いす 300	有	有	-	有	ミーティングルーム
99	156	第161条 第1項①	津市立みさと幼稚園 美里町家所2054	遊戯室	58	9,090	25,675	36W 16本	演台1	パイプイス59	無	有	-	-	-
100	157	第161条 第1項①	津市美里公民館 美里町足坂560-2	研修室	84,24	9:00~12:00 620 13:00~17:00 830 18:00~22:00 830 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	いす 60	有	有	-	有	和室	投票所
101	158	第161条 第1項②	津市美里文化センター 美里町三郷51-3	ホール	582	2時間以内 5,230 (超過使用料 1時間ごと 2,610 (室内在席、在勤者使用時) 冷暖房使用 780円/時間	有	有	いす 332	有	有	-	有	有 和室 エアコン付	空調費別途 必要
102	159	第161条 第1項①	津市立東観中学校 安濃町東観寺494-1	体育館	####	9,090	25,675	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージなし)	無	有	-	-	-
103	160	第161条 第1項①	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 250	有	有	-	-	平日昼の使 用は困難
104	161	第161条 第1項①	津市立村主小学校 安濃町連部68	体育館	495.99	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 270	有	有	-	-	平日昼の使 用は困難

105	162	第161条 第1項①	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	583	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 300	有	有	-	-	-	-
106	163	第161条 第1項①	津市立明合小学校 安濃町粟加978	体育館	450	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 290	有	有	-	-	-	平日昼の使 用は困難
107	164	第161条 第1項①	津市立村主幼稚園 安濃町漣部91-5	遊戯室	100	9,090	25,675	有(蛍光灯)15	有	パイプいす 60	有	有	-	-	-	-
108	165	第161条 第1項①	津市立安濃幼稚園 安濃町内多476	遊戯室	188.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	-
109	166	第161条 第1項①	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戯室	148.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有	-	-	-	投票所
110	167	第161条 第1項①	津市安濃中公民館 安濃町東鶴音寺483	大広間	162	9:00~12:00 2,510 13:00~17:00 3,350 18:00~22:00 3,350 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	有	ざぶとん 100収容人 数 130人)	有	有	-	有	-	期日前投票 所近接施設
	168			多目的ホール	137	9:00~12:00 2,510 13:00~17:00 3,350 18:00~22:00 3,350 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	有	パイプいす 130収容人 数 150人)	有	有	-	有	-	
111	169	第161条 第1項①	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所
112	170	第161条 第1項①	津市村主公民館 安濃町連部69-1	多目的ホール	116.6	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w 40灯	有	パイプいす 80	有	有	-	有	エアコン	投票所	
113	171	第161条 第1項①	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所
114	172	第161条 第1項①	津市明合公民館 安濃町粟加978	研修室(2F)	124.7	9:00~12:00 1,880 13:00~17:00 2,510 18:00~22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W25本	無	ざぶとん 100 いす 60脚	無	有	-	有	有	会議室1F	-
115	173	第161条 第1項③	津市サンヒルズ安濃 安濃町東鶴音寺418	ハーモニーホール	525	9:00 ~ 12:00 7,000 13:00 ~ 17:00 10,000 18:00 ~ 22:00 14,000  土日休日 9:00 ~ 12:00 9,000 13:00 ~ 17:00 14,000 18:00 ~ 22:00 19,000 冷暖房使用時間 1,000円/時間	有(ハロゲン)	有	いす一般 596 いす身障 4	有	有	-	有	30m <sup>2</sup> 冷暖房有	-	-
	174			教養娯楽室	149.05	2,090/時間 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(蛍光灯)	有	ざぶとん 200 星敷	有	有	-	-	-	-	
	175			大会議室	126.75	2,090円/時間	有(蛍光灯)	有	いす 72 机 25	有	有	-	-	-	-	
116	176	第161条 第1項①	津市立久居中学校 久居西鷹跡町494	体育館	1,050	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム270w 30基	78m <sup>2</sup> 演台1	イス800	有	有	-	40w2連×1 灯	14m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有
	177			ミーティングルーム	135			40w2連×26 灯	無	イス80 机24	無	有	-	-	-	
117	178	第161条 第1項①	津市立久居西中学校 久居一色町940	体育館	918	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 24基	56m <sup>2</sup> 演台1	イス500	有	有	-	40w2連×2 灯	20m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有 (駐車場半 分)
	179			ミーティングルーム	129			40w2連×24 灯	無	イス100 机10	有	有	-	-	-	
118	180	第161条 第1項①	津市立久居東中学校 久居井戸山町721-1	体育館	940	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	LED 112w 30基	57m <sup>2</sup> 演台1	イス500 机10	有	有	-	40w2連×2 灯	22m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有
119	181	第161条 第1項①	津市立誠之小学校 久居西鷹跡町424	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75m <sup>2</sup> 演台1	イス720	有	有	-	40w×2灯	14m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有
	182			ミーティングルーム	123			40w2連×24 灯 40w×2灯	無	イス100 机10	無	有	-	-	-	
120	183	第161条 第1項①	津市立成美小学校 久居新町737	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75m <sup>2</sup> 演台1	イス700	有	有	-	40w×2灯	14m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有
	184			ミーティングルーム	123			40w2連×24 灯 40w×2灯	無	イス50 机10	無	有	-	-	-	
121	185	第161条 第1項①	津市立桃園小学校 新家町1350	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	56m <sup>2</sup> 演台1	イス290	有	有	-	40w×1灯	11m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有
	186			ミーティングルーム	97			40w2連×18 灯	無	イス36 机12	無	有	-	-	-	
122	187	第161条 第1項①	津市立戸木小学校 戸木町880	体育館	624	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w 25基	64m <sup>2</sup> 演台1	イス150 机2	有	有	-	40w2連×2 灯	16m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有
	188			ミーティングルーム	90			40w2連×16 灯 40w×2灯	無	イス30 机20	無	有	-	-	-	
123	189	第161条 第1項①	津市立栗葉小学校 森町270	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	59m <sup>2</sup> 演台1	イス400	有	有	-	40w×1灯	10m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有
	190			ミーティングルーム	99			40w2連×18 灯	無	イス50 机20	無	有	-	-	-	
124	191	第161条 第1項①	津市立柳原小学校 柳原町5848	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	58m <sup>2</sup> 演台1	イス200 机5	有	有	-	40w×1灯	10m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有
	192			ミーティングルーム	99			40w2連×18 灯	無	イス20 机10	無	有	-	-	-	

125	193 第161条 第1項①	津市立立成小学校 久居野村町560	体育館	720	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハケン400w ナトリム200w 20基	77m <sup>2</sup> 演台1	イス750	有	有	-	40w2連×2 灯	22m <sup>2</sup>	投票所	
			大会議室	111												
126	195 第161条 第1項①	津市立翼ヶ丘幼稚園 久居東鷹跡町177-5	遊戯室	90	9,090	25,675	40w×20灯	33m <sup>2</sup>	イス:60	無	有	-	-	-	-	
127	196 第161条 第1項①	津市立密柑山幼稚園 久居北口町554-2	リズム室	91	9,090	25,675	40w×18灯 舞台 40w×5灯	有	イス:80	無	有	-	-	-	投票所 駐車場有	
128	197 第161条 第1項①	津市立桃園幼稚園 新家町873-1	遊戯室	91	9,090	25,675	40w×24灯	33m <sup>2</sup>	イス:60	有	有	-	40w2連×4 灯	会議室 67m <sup>2</sup>	駐車場有	
129	198 第161条 第1項①	津市立戸木幼稚園 戸木町2337	講堂(遊戯室)	91	9,090	25,675	40w×24灯	33m <sup>2</sup>	イス:100	有	有	-	40w2連×4 灯	職員室	投票所 駐車場有	
130	199 第161条 第1項①	津市立栗葉幼稚園 森町284-1	遊戯室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29m <sup>2</sup>	イス:120	有	有	-	-	-	駐車場有	
131	200 第161条 第1項①	津市立柳原幼稚園 柳原町5156	遊戯室	99	9,090	25,675	40w×24灯	33m <sup>2</sup>	イス:60	有	有	-	40w2連×6 灯	空保育室	駐車場有	
132	201 第161条 第1項①	津市立のむら幼稚園 久居野村町542-3	遊戯室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29m <sup>2</sup>	イス:110	ポータブル有	有	-	-	-	-	
133	202 第161条 第1項①	津市久居公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,570 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w×10灯	無	イス:36 机:12	有	有	-	40w2連×2 灯	-	スロープ 駐車場有	
			大会議室2階	108	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,720 冷暖房時は10分 の3の額を加算	2,720 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w×22灯	有	イス:72 机:24	有	有	-	40w×6灯	小会議室2 階 36m <sup>2</sup>		
			大会議室3階	162	9:00~12:00 3,350 13:00~17:00 4,400 冷暖房時は10分 の3の額を加算	4,400 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w×18灯	有	イス:108 机:36	有	有	-	40w2連×2 灯	小会議室3 階 18m <sup>2</sup>		
134	205 第161条 第1項①	津市桃園公民館 新家町1365-5	情報交換研修 室	82	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w2連×10 灯	無	50畳 和机30	有	有	-	20w2連×3 灯	小会議室 20m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
135	206 第161条 第1項①	津市戸木公民館 戸木町1782	教室	64	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,570 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w2連×6 灯	有	和室40畳 和机20 座敷椅子 50	有	有	-	40w2連×4 灯	図書室 25m <sup>2</sup> 机5台 椅子15	スロープ 駐車場有	
136	207 第161条 第1項①	津市七栗公民館 森町286	大会議室	76	9:00~12:00 1,240 13:00~17:00 1,660 冷暖房時は10分 の3の額を加算	1,660 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w3連×4 灯	無	和室40畳 和机15	有	有	-	40w3連×2 灯	小会議室 10畳	スロープ 駐車場有	
137	208 第161条 第1項①	津市稻葉公民館 稻葉町1905-3	多目的ホール	131	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w2連×16 灯	有	イス150 机34	有	有	-	40w2連×8 灯	和室21畳	スロープ 駐車場有	
			研修室(洋室)	43	310 冷暖房時は10分 の3の額を加算	310 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	40w2連×8 灯	無	無	無	有	-	-	-		
138	210 第161条 第1項②	津市耕原農民研修所 耕原町5104	第4研修室	79	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加 算	40w2連×10 灯	有	45畳 和机27	無	無	-	40w2連×6 灯	第3研修室 34m <sup>2</sup> 机11 椅子 49	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合は (休日)臨時 職員が必要		
139	211 第161条 第1項②	津市久居北市民館 久居北口町2709-6	研修室	80	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	40w2連×18 灯	無	イス50 机30	有	有	-	40w2連×3 灯	教養娯楽室 20.5m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場10 台		
140	212 第161条 第1項②	津市久居北文化会館 久居北口町560-5	研修室	94	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	30w×15灯	無	イス100 机24	無	有	-	32w2連×2 灯 97W×1灯	相談室21 m <sup>2</sup> イス15・机2	スロープ 駐車場有		
141	213 第161条 第1項②	津市耕原市民館 耕原町10032	多目的ホール	105	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500	32w2連×12 灯	無	イス70	有	有	-	-	-	駐車場有		

142	214	第161条 第1項② 津市立成コミュニティーセンター 久居野村町874-8	集会室(A)	38.52	9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100	(蛍光灯)	有	机10	有	有	-	-	-	
	215		集会室(B)	27.48	9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100	(蛍光灯)	無	机10	無	無	-	-	-	
143	216	第161条 第1項② 久居アルスプラザ 久居東鷹跡町246	ときの風ホール	530	平日 9:00~12:00 7,000 13:00~17:00 10,000 18:00~22:00 14,000 9:00~17:00 17,000 13:00~22:00 24,000 9:00~22:00 31,000  休日 9:00~12:00 9,000 13:00~17:00 14,000 18:00~22:00 19,000 9:00~17:00 23,000 13:00~22:00 33,000 9:00~22:00 42,000	有	有	椅子:720	有	有	-	有	-	駐車場有
	217		アートスペース	245	平日 9:00~12:00 3,300 13:00~17:00 5,000 18:00~22:00 7,500 9:00~21:00 8,300 13:00~22:00 12,500 9:00~22:00 15,800  休日 9:00~12:00 4,300 13:00~17:00 6,500 18:00~22:00 9,800 9:00~17:00 10,800 13:00~22:00 16,300 9:00~22:00 20,600	有	有	椅子170	有	有	-	有	-	駐車場有
144	218	第161条 第1項③ 津市羽野地区集会所 戸木町5578-13	集会室	30	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	有	無	18畳	無	有	-	-	-	駐車場有
145	219	第161条 第1項③ 津市明神地区集会所 久居明神町1180-259	集会室	51	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×6 灯	無	イス30 机10	無	有	-	サ-クライ 2灯	和室8畳× 2室	-
146	220	第161条 第1項③ 津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153-6	集会室	59	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×12 灯	無	イス40 机10	無	有	-	40w2連×4 灯	和室8畳× 2室	駐車場有
147	221	第161条 第1項③ 津市孤塚地区集会所 戸木町3504-3	集会室	59.4	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	6灯	無	イス50 机10	有	有	-	2灯	和室8畳× 2室	駐車場有
148	222	第161条 第1項③ 津市榎原地区集会所 榎原町2879-2	集会室	96	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	32w5連×5 灯	無	イス50	無	無	-	サ-クライ 2灯	和室8畳× 2室	スローブ 駐車場有(10台程 度)
149	223	第161条 第1項③ 津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530-27	集会室	59.5	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×12 灯	無	イス44 机14	無	有	-	-	-	スローブ 駐車場有
	224		和室1	13.3	1,640	3,300	20w4連×1 灯	無	-	無	有	-	-	スローブ 駐車場有
	225		和室2	16.6	1,640	3,300	20w4連×2 灯	無	-	無	有	-	-	スローブ 駐車場有
150	226	第161条 第1項③ 津市風早地区集会所 戸木町4152-359	集会室	38	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×8 灯	無	イス35 机10	有	有	-	40w2連×6 灯	和室(10 畳、8畳)	スローブ 駐車場有 10台
151	227	第161条 第1項③ 津市桃園地区集会所 川方町475-2	集会室	52	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	36w3連×12 灯 40w×1灯	無	イス36 机10	無	有	-	20w2連×4 灯	和室8畳× 2室	スローブ 駐車場有

152	228	第161条 第1項③	津市相川地区集会所 久居野村町1976-22	集会室	60	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	40w2連×24 灯	無	イス100 机14	有	有	-	40w8灯	机3 イス7	駐車場有 従事者なし	
153	229	第161条 第1項③	津市久居町・中町・射場町 地区集会所 久居射場町43	集会室	50	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	45w4連×3 灯	無	イス40 机14	無	有	-	有	和室8畳× 2室	スロープ有	
154	230	第161条 第1項③	津市元町地区集会所 久居元町2099-2	談話室A	65	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	32w2連×16 灯	無	イス80 机25	有	有	-	-	-	投票所 スロープ有	
155	231	第161条 第1項③	津市久居団地・東町地区集会 所 久居野村町372-264	談話室(A・B)	87	9:00~12:00 1,100 12:00~17:00 1,640 17:00~21:00 3,300 9:00~21:00 4,940	32w2連×15 基	無	イス60 机20	無	有	-	32w2連×4 灯	談話室C 18m <sup>2</sup>	スロープ 駐車場有	
156	232	第161条 第1項③	津市下村教育集会所 柿原町8161-2	集会室	49	9,090	25,675	20w3連×8 灯	無	イス41 机9	無	有	-	サーキュライン1灯	和室8畳	投票所 駐車場有
157	233	第161条 第1項③	津市久居総合福祉会館 久居東鷹跡町20-2	レクリエーションホール	284	9:00~12:00 5,500 冷暖房2,740円 13:00~17:00 7,140 冷暖房3,300円	18:00~21: 00 7,140 冷暖房3,300 円	20w4連×16 灯、13w× 140灯ほか	45m <sup>2</sup> 演台1	イス300	有	有	-	40w2連×2 灯	9m <sup>2</sup>	投票所 スロープ、 エレベーター 駐車場有
	234			第1、2研修室	84	9:00~12:00 2,200 冷暖房1,080円 13:00~17:00 2,840 冷暖房1,080円	18:00~21: 00 2,840 冷暖房1,080円	40w2連×16 灯 40w×2灯	無	イス48 机16	有	有	-	-	-	
158	235	第161条 第1項③	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610-7	研修室 和室	80	8:30~12:30 1,040 12:30~17:00 1,040 17:30~22:00 1,300 8:30~22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w×24灯	有	イス50	無	有	-	サーキュライン2灯	和室10畳	投票所 入口スロープ 駐車場有	
159	236	第161条 第1項③	津市七興産業会館 庄田町517-1	会議室	62	9:00~12:00 1,640 13:00~17:00 1,640 18:00~21:00 2,200 9:00~21:00 4,940	40w2連×15 灯	無	イス90 机30	有	有	-	40w3連×3 灯	談話室 21m <sup>2</sup>	投票所 スロープ 駐車場有	
160	237	第161条 第1項①	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	9,090	25,675	40W×25灯 ステージ別	有	いす300	無	有	-	-	-	-
161	238	第161条 第1項①	津市立香海中学校 香良洲町128	体育館	800	9,090	25,675	有	いす300	有	有	-	-	-	投票所	
162	239	第161条 第1項①	津市香良洲公民館 香良洲町1876-1	大会講室	293	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	2,090 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	36灯	無	50席	無	無	-	-	-	投票所 期日前投票所
163	240	第161条 第1項②	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	平日 9:00 ~ 12:00 5,230 13:00 ~ 17:00 6,800 18:00 ~ 21:00 7,850 主日休日 9:00 ~ 12:00 6,800 13:00 ~ 17:00 8,900 18:00 ~ 21:00 10,470 冷暖房時は10分の3の額を加算	400	有	1	400	有	有	-	有	-	-
	241			すこやかルーム	387	9:00~12:00 1,040 13:00~17:00 1,360 18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	1	いす74	有	有	-	-	-	-	-	
164	242	第161条 第1項①	津市立川合幼稚園 一志町八太1164-1	遊戯室	150	9,090	25,675	40W×32灯 40W×2×10 灯	有	いす100	無	無	-	-	-	2階
165	243	第161条 第1項①	津市立一志西小学校 一志町田尻353-1	体育館	600	9,090	25,675	水銀灯50灯	有	いす480	有	有	-	蛍光灯 4本	机4 いす10	-
166	244	第161条 第1項①	津市立一志東小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	9,090	25,675	水銀灯300W ×40灯 ハロゲン 250W×10灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 32W×6本	-	-
167	245	第161条 第1項①	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	9,090	25,675	水銀灯 大27灯 中28灯 小15灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯 2本	机4 いす8	-

168	246	第161条 第1項①	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	306.6	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~22: 00 2,090 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	蛍光灯大75 ダウントライ17	有	いす200	有	有	-	2灯	机2 いす4 座敷机5	投票所
169	247	第161条 第1項①	津市コミュニティプラザ川合 (津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室 A・B	A 142 B 155	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 9:00~12:00 3,660 13:00~21:00 3,660 9:00~21:00 5,230 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	蛍光灯大80 ダウントライ40	有	いす200	有	有	-	40W 4	-	投票所
170	248	第161条 第1項①	津市一志農村環境改善センター (津市一志高岡公民館) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	平日 9:00~12:00 5,230 12:00~17:00 5,230 9:00~22:00 10,470 土日休日 9:00~12:00 10,470 12:00~17:00 10,470 9:00~22:00 20,950 冷暖房使用 1,040円/時間	平日 17:00~22:00 8,380 土日休日 17:00~22:00 15,710 冷暖房使用 1,040円/時間	水銀灯24 ダウントライ14 誘導灯5	演台1 パイプ椅子 125	360 移動観席	有	有	-	蛍光灯	小会議室 机 8 イス 29	投票所
						大会議室	90.8	9:00~12:00 2,090 12:00~17:00 2,090 9:00~22:00 5,230 冷暖房使用 310円/時間	17:00~22: 00 3,140 冷暖房使用 310円/時間	蛍光灯38	無	50	有	有	-	蛍光灯
171	250	第161条 第1項①	津市波瀬ふれあい会館 (津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室 A・B	A 142 B 158	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 9:00~17:00 3,660 13:00~21:00 3,660 9:00~21:00 5,230 冷暖房時は10分 の3の額を加算	18:00~21: 00 1,570 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	螢大184小48 ダウントライ14 スポットライト5	有	いす200	有	有	-	40W 16	和室A	投票所
172	251	第161条 第1項③	津市一志体育館 一志町高野160-728	メインアリーナ	1080	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 6,280 18:00~21:30 8,380 照明 520円/時間	水銀灯40他6 水銀灯16	有	2階観覧席3 イス500	有	有	-	-	-	投票所	
	252			サブアリーナ	225	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 3,140 18:00~22:00 4,190 照明 310円/時間	水銀灯16	無	無	0	有	-	-	-		
173	253	第161条 第1項①	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	489	9,090 400円/時間	25,675 照明 400円/時間	400W 17	有	いす 200	有	有	-	-	-	投票所
174	254	第161条 第1項①	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	9,090 全面800円/時 間 半面400円/時 間	25,675 照明 全面800円/時 間 半面400円/時 間	400W 24	有	いす 250	有	有	-	-	-	投票所
175	255	第161条 第1項①	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	696	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 24	有	いす 240	有	有	-	-	-	-
176	256	第161条 第1項①	津市立倭小学校 白山町上ノ村183	体育館	1093	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 26	有	いす 260	有	有	-	-	-	-
177	257	第161条 第1項①	津市立八ツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 23	有	いす 200	有	有	-	-	-	-
178	258	第161条 第1項①	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	9,090	25,675	400W 28	有	いす 290	有	有	-	-	-	-
179	259	第161条 第1項③	津市白山体育館 白山町古市808	体育館	1695	9:00~12:00 8,930 13:00~17:00 1,040 18:00~21:30 5,230 照明 310円/時間	3,140 4,190 5,230	400W×56 220W×56	有	いす 1000	有	有	-	有	和室10畳	-
180	260	第161条 第1項①	津市白山公民館 白山町川口897	講義室	85	9:00~12:00 8,930 13:00~17:00 1,040 冷暖房時は10分 の3の額を加 算	18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10 分の3の額を加 算	螢光灯8 シャンデリア4 シーリングライト1 2	無	いす 45	無	有	-	-	-	-

181	261	第161条 第1項①	津市元取公民館 白山町城立305	研修室	74	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 冷暖房時10分の3の額を加算	18:00~22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 10	無	いす 60	有	有	-	有	会議室1	投票所 使用の際シート敷き要	
182	263	第161条 第1項①	津市川口公民館 白山町川口1968	多目的ホール	240	9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 3,140 冷暖房時10分の3の額を加算	18:00~22:00 3,660 冷暖房時は10分の3の額を加算	LED 28	有	いす 50	有	有	-	-	-	-	
183	264	第161条 第1項①	津市倭公民館 白山町中ノ村581	多目的ホール	129.6	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 冷暖房時10分の3の額を加算	18:00~22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 10 20W 24	有	いす 最大85	有	有	-	LED 9灯	会議室1 和室1	投票所	
184	265	第161条 第1項②	津市白山総合文化センター 白山町二本木1139-2	ホール	579	9:00~12:00 7,000 13:00~17:00 10,000 18:00~22:00 14,000  土日休日 9:00~12:00 9,000 13:00~17:00 14,000 18:00~22:00 19,000  冷暖房 1,000円/時間	250W 82 150W 42	有	いす 592	有	有	-	有	有	樂屋	-	-
185	266	第161条 第1項③	津市家城農村集落多目的共同利用施設 白山町南家城851-3	多目的ホール	150	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウナイト 25	無	いす 100	有	有	-	有	和室 24畳	-	-	
186	267	第161条 第1項③	津市大三農村集落多目的共同利用施設 白山町二本木1001-253	多目的ホール	150	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウナイト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 17.5畳・14畳	投票所	-	
187	268	第161条 第1項③	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設 白山町八戸野994-1	多目的ホール	150	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算	40W 12 ダウナイト 25	有	いす 100	有	有	-	有	和室 14畳・ 2部屋	投票所	-	
188	269	第161条 第1項③	旧太郎生小学校 美杉町太郎生2128-1	屋内運動場	530	9,090	25,675	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有	-	有	長机 10 いす 20	従事者なし	
189	270	第161条 第1項①	津市立美杉小学校 美杉町奥津1025	体育館	579.8	9,090	25,675	27灯 1灯400W	可動演壇 1	いす 155	有	有	-	固定電灯	会議室 机 10 いす 30	-	
190	271	第161条 第1項①	津市立美杉中学校 美杉町八知5800	体育館	1,000	9,090	25,675	25灯	有	いす 500	有	有	-	有	-	-	
191	272	第161条 第1項③	旧竹原小学校 美杉町竹原2796	屋内運動場	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	200	無	有	-	-	-	-	
192	273	第161条 第1項③	旧伊勢地小学校 美杉町石名原1581-2	屋内運動場	490.25	9,090	25,675	水銀灯16	有	150	無	有	-	-	-	-	
193	274	第161条 第1項③	旧多気小学校 美杉町上多気1042-5	屋内運動場	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	150	無	有	-	-	-	-	
194	275	第161条 第1項③	旧下之川小学校 美杉町下之川6098-2	屋内運動場	530	9,090	25,675	16	有	240	有	有	-	有	-	-	
195	276	第161条 第1項①	津市美杉総合文化センター 美杉町八知5580-2	多目的ホール	204	2時間以内 5,230円 1時間を増すごとに 2,610円	常設電灯(LED) 89.7W 33灯 舞台調光 設置一式	演壇1 椅子1	300	有	有	-	有	机1 椅子4	投票所 ・期日前投票所	-	
196	277	第161条 第1項③	津市伊勢地地域住民センター 美杉町石名原1681	研修室	99.37	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	40W蛍光灯×36	無	椅子50	無	有	-	-	-	投票所	-	
197	278	第161条 第1項③	津市伊勢地多目的集会所 美杉町石名原1583	集会室	113	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	蛍光灯20	無	94	無	有	-	-	-	-	-	
198	279	第161条 第1項③	津市竹原地域住民センター 美杉町竹原2777	ふれあい実習室	108	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	蛍光灯40W×15	無	椅子 40	無	有	-	-	別室確保	夜間・土日・ 祝日は従事者なし	-	
199	280	第161条 第1項③	津市太郎生多目的集会所 美杉町太郎生2120	多目的ホール	130	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	有	有(舞台)	100	有	有	-	-	-	投票所	-	
200	281	第161条 第1項③	津市多気地域住民センター 美杉町上多気1031	会議室 (研修室)	76	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	32W×2 15器	有	95	無	有	-	-	無 他の会議室	投票所	-	
201	282	第161条 第1項③	津市八幡地域住民センター 美杉町奥津1288-8	大会議室	107.6	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	40W30灯	有	70	有	有	-	100W1灯	机1	投票所	-	
202	283	第161条 第1項③	津市下之川地域住民センター 美杉町下之川6115	ふれあい実習室	64.59	9:00~12:00 2,200 13:00~17:00 2,930 18:00~22:00 4,190	40W 20	無	椅子 60	有	有	長机有	40W 8	和室 机2 座布団あり	投票所	-	
203	284	第161条 第1項③	津市グリーンハウス美杉 美杉町八知5767	研修集会室	57	9:00~12:00 940 13:00~17:00 1,250 18:00~22:00 2,090	40W30灯	大1小1	70	1	1	-	40W16灯	図書室 25m <sup>2</sup>	-	-	

津市公告第148号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和6年10月1日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 令和6年度第3回市営住宅補充入居者募集

### 1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
  - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
  - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
  - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
  - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ

## る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

## 2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和6年10月15日（火）から10月23日（水）までの午前8時3

0分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

## (2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

## 3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第10条第3項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第5条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で20歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

(5) 申込者が60歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが60歳以上又

は18歳未満の者

- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者
- (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

#### 4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和6年10月1日（火）から10月23日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

#### 5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和6年11月19日（火）の予定です。

##### (1) A区分住宅

ア 白塚団地	1戸	
津市白塚町58番地3		鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 17,800円～40,900円		
イ 高洲町アパート	1戸	単身世帯可
津市高洲町19番32号		鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 10,600円～24,500円		
ウ 大井アパート	1戸	単身世帯可
津市中河原134番地		鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 11,700円～26,200円		
エ 千鳥アパート	1戸	

	津市三重町津興 433 番地 6	鉄筋コンクリート 3 階建	3DK
	家賃 17,700 円 ~ 40,700 円		
オ	雲出 1 戸 単身世帯可		
	津市雲出長常町 1026 番地 1	鉄筋コンクリート 3 階建	2DK
	家賃 19,900 円 ~ 45,800 円		
カ	相川団地 1 戸 単身世帯可		
	津市久居相川町 1957 番地 1	簡易耐火平屋建	2K
	家賃 3,600 円 ~ 8,300 円		
キ	中町団地 1 戸		
	津市久居中町 365 番地	鉄筋コンクリート 3 階建	3K
	家賃 10,500 円 ~ 24,200 円		
ク	相川西団地 1 戸		
	津市久居野村町 2004 番地 1	鉄筋コンクリート 3 階建	3K
	家賃 10,700 円 ~ 24,600 円		
ケ	桃里団地 B 棟 1 戸		
	津市戸木町 2191 番地	鉄筋コンクリート 4 階建	3DK
	家賃 20,200 円 ~ 46,300 円		
コ	新沢田団地 1 戸		
	津市一志町新沢田 154 番地	簡易耐火平屋建	3DK
	家賃 9,700 円 ~ 22,400 円		

## (2) B 区分住宅

ア	高洲住宅 1 戸		
	津市高洲町 14 番 14 号	簡易耐火 2 階建	3DK
	家賃 17,800 円 ~ 26,500 円		
イ	朝汐アパート 1 戸 単身世帯可		
	津市下弁財町津興 802 番地	鉄筋コンクリート 4 階建	2DK
	家賃 7,500 円 ~ 11,200 円		
ウ	西城山アパート 2 戸 (1 戸) 単身世帯可		
	津市城山 3 丁目 10 番 2-205 号他	鉄筋コンクリート 4 階建	2DK
	家賃 8,600 円 ~ 13,100 円		

家賃は、令和 6 年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等

に応じた家賃となります。

また、令和7年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

#### 6 入居の時期

令和7年1月下旬の予定です。

津市公告第149号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和6年10月7日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付け

### (2) 貸付けの概要

公共施設の利便性の向上及び本市の自主財源の確保を図るため、飲料等の自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）を設置し、適切に維持管理を行うことを条件に公共施設の床等の一部の賃貸借を行います。

### (3) 設置先、販売物及び貸付期間

設置先、販売物及び貸付期間については次のとおりです。

設置先 番号	施設名称	設置 台数	屋内屋 外の別	販売物	貸付期間
1	久居庁舎	1	屋内	飲料等	令和7年4月 1日から令和 2年3月3 1日まで
2	久居スポーツ公園	1	屋外	飲料等	
3	安濃中央総合公園内体育館	1	屋内	飲料等	
4	一志庁舎	1	屋内	飲料等	
5	橋南公民館	1	屋内	飲料等	
6	津市白山消防署美杉分署	1	屋内	飲料等	

### (4) その他貸付けに関する事項

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

## 2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項（入札に係る所定の様式を含みます。）については、公告の日から入札の日までの間、津市ホームページへの登載及び津市役所本庁舎6階財産管理課窓口での資料配布により示します。

## 3 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 日 時

令和6年11月20日（水）午後1時30分 即時開札

### (2) 場 所

津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎4階41会議室

## 4 入札保証金等

### (1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

(2) 保証人

免除とします。

5 入札参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 過去3年以内に飲料等の自動販売機の設置及び維持管理の実績を有すること。
- (2) 法令に基づく許認可等を要する商品を販売する場合にあっては、当該許認可等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかの規定により入札に参加できない者ではないこと。
- (4) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (6) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者ではないもの。
- (8) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
  - イ 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
  - ウ 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
  - エ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者とします。

## 7 予定価格

各設置先の予定価格は、次のとおりとします。

設置先 番号	施設名称	予定価格 (年額) (税抜)
1	久居庁舎	5, 366円
2	久居スポーツ公園	1, 835円
3	安濃中央総合公園内体育館	5, 143円
4	一志庁舎	4, 114円
5	橋南公民館	4, 293円
6	津市白山消防署美杉分署	5, 366円

## 8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

## 9 入札方法及び決定方法

- (1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。複数の設置先について入札する場合は、入札を行う設置先ごとに入札書が必要となります。

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 入札金額の表示

入札書に記載する金額（入札金額）は、賃料の年額を記入することとします。

なお、入札書に記載する入札価格には、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

(4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の金額の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(7) 設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者とします。

(8) くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。ただし、入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

(9) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(10) その他入札に係る事項

別紙津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

## 10 契約の締結

落札者は、落札後、令和6年12月末を目途として本市と賃貸借契約を締結してください。

なお、印紙税等契約締結の手続に係る費用については設置事業者の負担とします。

## 11 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出してください。

### (1) 参加申込期間

令和6年11月1日（金）から同月12日（火）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

### (2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出してください。なお、複数の設置先に申込みを行う場合、3、4以外の書類については1部の提出で差し支えありません。

#### ア 名簿登録済の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

	書類名	備考
1	誓約書	指定様式あり
2	実績報告書	指定様式あり
3	設置する自動販売機及び空き缶等の回収ボックスが実施要領に適合するか確認できる書類	寸法及び仕様を記載したカタログなど
4	飲料又は食品の販売にあたって法令に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を証する書類	

#### イ 名簿未登録の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、1から4までの書類に加え、次に掲げる書類を提出してください。

	法人の場合	個人の場合	備考
5	印鑑証明書	印鑑登録証明書	
6	商業登記簿謄本	住民票、営業届証明書及び身分証明書（市町村が発行するものに限る。）	発行後3ヶ月以内のものに限る（コピー不可）
7	法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	
8	市町村税について未納がないことの証明書（完納証明書）		
9	事業者の概要が確認できる書類（事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等）		事業に関する主要事項を記載したパンフレットなど

(3) 提出方法

津市役所本庁舎6階財産管理課窓口に直接持参することとします。

12 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

実施要領に関する質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎6階財産管理課窓口に提出する又はファックスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和6年10月21日（月）から同月25日（金）正午まで

(3) 回答方法

質問に対する回答については、令和6年10月31日（木）から入札の日までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎6階財産管理課窓口において回答書を配布することにより行います。

【問い合わせ先】

政策財務部財産管理課

財産活用・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

ファクス 059-229-3444

津市公告第150号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和  
55年法律第65号）第18条第1項に基づき、津市農用地利用集積計画を定  
めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年10月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年10月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和6年10月4日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居野村町字北小膳田916番1ほか4筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市藤方1529番地

株式会社丸の内福祉会

代表取締役 長井教志

## 津市公告第152号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和6年10月10日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 負傷動物の特徴

収容日	保護した 場所	動物種及び 種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和6年 10月7 日	津市半田	猫（雑種）	三毛	不明	小	子猫	
令和6年 10月7 日	津市半田	猫（雑種）	キジ白	不明	小	子猫	
令和6年 10月7 日	津市半田	猫（雑種）	キジ白	不明	小	子猫	
令和6年 10月7 日	津市南河 路	猫（雑種）	三毛	不明	小	子猫	

2 収容期間 令和6年10月15日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第153号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和6年10月10日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 令和6年度市営住宅随時補充入居者募集

### 1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者  
ア 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）  
裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。  
(ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
  - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
  - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度  
(イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯  
(ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯  
(エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある世帯  
(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金

の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

## 2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和6年10月21日（月）から令和7年3月31日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除きます。

## (2) 申込方法

住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

## 3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和6年10月10日（木）から令和7年3月31日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除きます。

## 4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

## 5 募集住宅及び戸数

(1) 森団地 2戸 単身世帯可  
津市森町2134番地 簡易耐火2階建 2DK  
家賃 8,000円～13,000円

家賃は、令和6年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和7年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

## 6 入居の時期

入居準備完了次第、随時となります。

津市公告第154号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和6年10月15日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

(1) 件名 令和6年度第5回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件番号	概要					特記事項
	区分	所在	地番	登記地目	登記地積	
1	土地	津市桜田町	20番6	宅地	1,610.41 m <sup>2</sup>	別紙① 物件調書のとおり
2	土地	津市津興字北阿漕田	276番2	雑種地	141 m <sup>2</sup>	別紙② 物件調書のとおり
		津市津興字南阿漕田	156番13	雑種地	41 m <sup>2</sup>	
3	土地	津市安濃町清水字筑原	336番1	宅地	320.28 m <sup>2</sup>	別紙③ 物件調書のとおり 古家あり
4	土地	津市白山町中ノ村字高戸	84番2	雑種地	40 m <sup>2</sup>	別紙④ 物件調書のとおり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 別紙各「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）の内容と各物件の引渡し時の現地の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ 本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壤汚染等の有無に係る調査（物件番号3の建物の耐震調査、アスベスト調査等を含みます。）は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壤汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、

本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

## 2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は

同意した場合を除きます。)

- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者
- (13) 日本国に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和6年10月18日（金）午後1時から同年11月6日（水）午後2時まで

#### (2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手續が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和6年11月12日（火）午後2時まで

#### (3) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）  
イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）  
ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）  
エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

- (ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書
- (イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書
- (カ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

## 才 誓約書

- ※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。
- ※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくは入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。
- ※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。
- ※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3箇月以内の原本に限ります。
- ※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

### (4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和6年11月12日（火）午後2時までに納付してください。

- ※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。
- ※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開序日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。なお、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。
- ※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- ※ 入札保証金には、利息は付しません。

### 4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所 在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市桜田町20番6	54,912,000円	6,040,400円

2	津市津興字北阿漕田 276 番2、同字南阿漕田 156 番 13	2,736,000 円	301,000 円
3	津市安濃町清水字筑原 336 番 1	1,530,000 円	168,300 円
4	津市白山町中ノ村字高戸 84 番 2	252,000 円	27,800 円

## 5 入札について

### (1) 入札期間

令和6年11月19日（火）午後1時から同月26日（火）午後1時  
まで

### (2) 開札

令和6年11月26日（火）午後1時以降に行います

### (3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

### (4) 入札をなかったものとする取扱い

2の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

### (5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

## 6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違などの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7の契約を締結することができません。

## 7 契約について

### (1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

### (2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和6年12月16日（月）午後5時15分までに本市に提出してください。

#### ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

#### イ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号1	786,700円
物件番号2	38,800円
物件番号3	30,600円
物件番号4	1,900円

## 8 契約保証金

(1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和6年12月10日（火）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和6年12月16日（月））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

## 9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙⑤、⑥、⑦及び⑧）で確認してください。

- (1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知りていない事項を含みます。）を負いません。
- (3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

#### 10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和6年12月26日（木）午後5時15分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

#### 11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

#### 12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

#### 13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

(1) 物件に係る現地説明会等は開催しません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をしていただくこと。なお、物件の敷地等を隨時見ていただくことは可能です。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

- (2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができる。
- (5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444

津市公告第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年10月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和6年10月10日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居明神町字西藤谷1194番5ほか5筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市長岡町3020番地1

倉田 竜也

津市上下水道事業公告第30号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月15日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年10月15日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和6年度水工第27号 公共下水道事業に伴う白山町川口地内配水管移設工事					
工事場所	津市 白山町川口 地内					
工事概要	配水管布設工 DIP φ 100mm 267.4m 配水管布設工 DIP φ 75mm 32.7m 配水管布設工 PP φ 50mm 4.4m 仕切弁設置工 φ 100mm～φ 50mm 8箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所	空気弁設置工 φ 25mm 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ 100mm 1箇所				
工 期	契約締結の日から <b>令和7年2月28日</b> まで					
発注業種	<b>土木一式（配水管工事）</b>					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】久居・一志	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】A1・A2		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年10月28日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和6年10月18日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和6年10月23日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	<b>令和6年10月28日 必着</b>				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及 び 場 所	<b>令和6年10月31日 午前9時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	<b>32,160,000</b>		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいう。</li> </ul> <p><b>・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</b></p>					

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年10月15日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和6年度水工維第1号 神戸地内水道用地整備工事					
工事場所	津市 神戸 地内					
工事概要	防草コンクリート工 239m <sup>2</sup> 車線分離標 20本					
工 期	契約締結の日から <b>令和7年2月17日</b> まで					
発注業種	<b>土木一式</b>					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年10月28日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和6年10月18日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和6年10月23日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	<b>令和6年10月28日 必着</b>				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及び場所	<b>令和6年10月31日 午前9時20分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	<b>3,254,000</b>		円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 <b>・本件は週休2日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。</b> <b>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</b>					

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年10月15日		工 事 担 当 課	下水道工務課					
工 事 名	令和6年度下工維第2-2号 芸濃町雲林院ほか10町地内非常通報装置取替修繕								
工事場所	津市 芸濃町雲林院ほか10町 地内								
工事概要	非常通報装置取替 25基								
工 期	契約締結の日から <b>令和7年2月28日</b> まで								
発注業種	<b>電気</b>								
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等							
	格付要件	なし							
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事実績要件	過去10年間(平成26年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり電気工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場、マンホールポンプ施設)の監視制御設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で契約金額が1,200万円以上							
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完工事高を有すること (審査基準日:令和4年10月1日～令和5年9月30日)							
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年10月28日 まで							
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提出期限	令和6年10月18日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和6年10月23日 ホームページにて回答							
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819							
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提出期限	<b>令和6年10月28日 必着</b>							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和6年10月31日 午前9時40分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室								
予 定 価 格	<b>13,361,000 円 (税抜き)</b>								
最 低 制 限 価 格	無								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</li> </ul> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>								

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和6年10月15日		工 事 担 当 課	安芸事業所		
工 事 名	令和6年度水安水施第2—1号 河芸上野配水池ほか5施設水位計等取替修繕					
工事場所	津市 河芸町上野ほか4町 地内					
工事概要	水位計(投込み式) 測定範囲0~3m 信号出力DC4~20mA 1台 水位計(投込み式) 測定範囲0~5m 信号出力DC4~20mA 2台 水位計(投込み式) 測定範囲0~8m 信号出力DC4~20mA 1台 水位計(投込み式) 測定範囲0~17m 信号出力DC4~20mA 1台					
工 期	契約締結の日から <b>令和7年2月28日</b> まで					
発注業種	<b>電気</b>					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成26年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり電気工事で発注された上水道施設の計装設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で契約金額が640万円以上				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和4年10月1日～令和5年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年10月28日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和6年10月18日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回答日	令和6年10月23日 ホームページにて回答				
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	<b>令和6年10月28日 必着</b>				
	郵送先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和6年10月31日 午前9時50分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予 定 価 格	<b>7,243,000</b>		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</li> </ul> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>					

津市選挙管理委員会告示第11号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

表津の部第19投票区の項中「上浜町六丁目西」の次に「、セキュレア山の手」を加え、同表芸濃の部第56投票区の項を次のように改める。

第56投票区	椋本1-1、椋本1-2、椋本2-1、椋本2-2、椋本3、椋本4、椋本5-1、椋本5-2、椋本6-1、椋本6-2、椋本7-1、椋本7-2、椋本8、椋本9、椋本10-1、椋本10-2、椋本10-3、椋本11、椋本12-1、椋本12-2、椋本13-1、椋本13-2、椋本13-3、椋本15、椋本16、椋本17、椋本18
--------	--

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を  
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

令和6年10月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |             |                  |      |      |
|-------------|------------------|------|------|
| 1 抹消者数      | 男 0人             | 女 1人 | 計 1人 |
| 2 抹消した者の氏名等 | 津市選挙管理委員会事務局にて保管 |      |      |
| 3 抹消基準日     | 令和6年10月1日        |      |      |

津市選挙管理委員会告示第13号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

令和6年10月2日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

移替えをしない期間 令和6年10月3日から選挙期日まで

## 津市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和6年津市選挙管理委員会告示第10号は廃止する。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

1	50分の1の数	4, 438人
2	6分の1の数	36, 983人
3	3分の1の数	73, 966人

津市選挙管理委員会告示第15号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |             |      |
|-------------|------|
| 1 投票所を開く時間  | 午前7時 |
| 2 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

## 津市選挙管理委員会告示第16号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

交付場所	交付を行う期間	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階大会議室C	令和6年10月16日から同月25日まで	第1～第120投票区
津市河芸庁舎1階防災研修室	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市芸濃庁舎2階中会議室3・4	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市美里庁舎1階会議室	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市安濃庁舎2階会議室2・3	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市久居庁舎1階1A会議室	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市香良洲公民館1階住民活動室	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市一志庁舎1階住民活動室	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市白山庁舎2階203会議室	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市美杉総合文化センター1階会議室1・2	令和6年10月16日から同月26日まで	第1～第120投票区
イオンモール津南3階イオンホール	令和6年10月23日から同月26日まで	第1～第120投票区
津市本庁舎1階ロビー	令和6年10月26日	第1～第120投票区



## 津市選挙管理委員会告示第17号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第142条の3の規定により告示する。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

### 1 不在者投票の時間

午前10時から午後8時まで

### 2 不在者投票の投票用紙等の交付場所

イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第18号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における在外選挙人にかかる不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

交付場所	交付を行う期間	交付できる在外選挙人が登載されている在外選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階大会議室C	令和6年10月16日から同月25日まで	津市第1在外選挙投票区
津市本庁舎1階ロビー	令和6年10月26日	津市第1在外選挙投票区

津市選挙管理委員会告示第19号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次とおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 1 くじの日時 | 令和6年10月15日 午後5時30分 |
| 2 くじの場所 | 津市本庁舎8階大会議室A       |

津市選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第1投票区	津市西丸之内23-1	津市役所南側
第1投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側
第1投票区	津市西丸之内32	お城東駐車場西側
第1投票区	津市丸之内27	お城公園西側
第1投票区	津市南丸之内5	三番町公園東側
第2投票区	津市北丸之内5-2	塔世公園東側
第2投票区	津市中央8	東検校公園西側
第2投票区	津市中央8-8	中央保育園東側
第2投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側
第2投票区	津市丸之内養正町5	玉置町公園東側
第3投票区	津市新東町塔世5	新地公園東側
第3投票区	津市愛宕町158	愛宕町公園東側
第3投票区	津市相生町192	さくら湯南側
第3投票区	津市愛宕町226-2	清原公園南側
第3投票区	津市中河原2075	津市さくら児童館西側
第4投票区	津市海岸町10	なぎさまち第二駐車場北側
第4投票区	津市住吉町1-10	津市環境公社向かい側 ガードパイプ
第4投票区	津市末広町24	海浜公園西側
第4投票区	津市末広町24	海浜公園東側
第4投票区	津市高洲町15	高洲町教育集会所西側
第5投票区	津市大門31	観音公園北側
第5投票区	津市寿町9-23	(有)津生花市場北側
第5投票区	津市寿町14	乙部公園南側
第5投票区	津市港町1	賀崎児童遊び場西側
第5投票区	津市寿町21-22	津市敬和公民館北側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第6投票区	津市船頭町津興	船頭ポンプ場西側
第6投票区	津市船頭町津興3381	県営住宅船頭町団地P2南側
第6投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側
第6投票区	津市船頭町津興1695-7	百五銀行事務センター跡地南側
第6投票区	津市三重町津興433-6	市営千鳥アパート南側
第7投票区	津市三重町津興555-3	三重町公園南側
第7投票区	津市柳山津興396	阿漕浦児童遊び場西側
第7投票区	津市柳山津興	市道柳山第26号線水路沿いフェンス
第7投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側
第7投票区	津市柳山津興369-65	津ハーバーランド公園北側
第8投票区	津市阿漕町津興1162	津市橋南市民センター駐車場西側
第8投票区	津市下弁財町津興1376-1	育生健康公園東側
第8投票区	津市下弁財町津興244	ニチイケアセンター津駐車場東側
第8投票区	津市阿漕町津興222-9	市営南阿漕住宅1号館南西側
第8投票区	津市藤方2432-20	結城園公園東側
第9投票区	津市下弁財町津興3005	津興公園北側
第9投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側
第9投票区	津市南中央3	古道公園北側
第9投票区	津市藤方	津八幡宮西側道路敷
第10投票区	津市半田2439-6	高松山団地南公園北側
第10投票区	津市半田1396-1	高松スポーツ公園東側
第10投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側
第10投票区	津市半田2226-204	高松山団地北公園南側
第10投票区	津市半田1205	半田笠取児童遊び場
第11投票区	津市本町33-1	津球場公園西側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第11投票区	津市修成町16-1	三重刑務所南側
第11投票区	津市幸町2	岩田公園西側
第11投票区	津市岩田5	佐伯町公園北側
第11投票区	津市南中央3	古道公園北側
第11投票区	津市本町33-1	津球場公園南側
第11投票区	津市岩田17	桜ヶ丘排水機場北側
第12投票区	津市神戸154-51	グリーンハイツ1号公園
第12投票区	津市南新町12-12	少年鑑別所西側
第12投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側
第12投票区	津市川添町6	一本橋住宅児童遊び場北側
第13投票区	津市八町三丁目3	新町小学校東側
第13投票区	津市新町三丁目4-20	新町会館西側
第13投票区	津市南河路364-2付近	南河路第2号線沿い
第13投票区	津市押加部町7-12	谷川神社南側
第14投票区	津市東古河町11	駐車場（原田土地開発 様 管理）
第14投票区	津市東古河町4	古河公園北側
第14投票区	津市西丸之内12	一之坪（一之田）公園東側
第14投票区	津市東古河町4	古河公園南側
第15投票区	津市観音寺町604-299	津公園団地東児童遊び場
第15投票区	津市鳥居町228-1	マルヤス山手通り店駐車場西側
第15投票区	津市観音寺町509	三重大学観音寺宿舎 駐車場 北側
第15投票区	津市観音寺町604-264	津公園団地北児童遊び場
第16投票区	津市観音寺町448-29	観音寺東公園 南側
第16投票区	津市栄町一丁目857番地1付近	安濃川親水公園 西側
第16投票区	津市栄町一丁目891付近	三重県労働者福祉会館 東側（市道栄町鳥居町線）

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第16投票区	津市羽所町574	羽所公園 西側
第17投票区	津市桜橋一丁目707	桜橋公園 西側
第17投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校 西側
第17投票区	津市島崎町272	島崎町公園
第17投票区	津市桜橋三丁目77-1	桜橋ポンプ場西側
第17投票区	津市島崎町308	県営住宅島崎団地南西角
第18投票区	津市栄町三丁目200-18	栄町公園 東側
第18投票区	津市栄町四丁目24-1	津駅前公園
第18投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園 北側
第19投票区	津市大谷町12	三重県総合教育センター駐車場北側
第19投票区	津市一身田上津部田3055	上津部田公園南側
第19投票区	津市一身田上津部田3059	三重県総合文化センター前バス停東側
第19投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館 西側
第19投票区	津市渋見町770-141	つつじが丘会館 南側
第19投票区	津市上浜町六丁目	ひょうたん池 南側
第20投票区	津市一身田上津部田1470	三重県立津東高校東側
第20投票区	津市長岡町800-452	西が丘西公園 東側
第20投票区	津市長岡町800-258	西が丘中公園 南側
第20投票区	津市一身田上津部田1488-86	上津台中央公園 北側
第20投票区	津市長岡町800-437	津市立西が丘小学校正門前
第21投票区	津市上浜町四丁目27-24	上浜四丁目南公園東側
第21投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地 4号棟 西側
第21投票区	津市上浜町三丁目	江戸橋西側 歩道
第21投票区	津市上浜町五丁目69-43	上浜北公園 北側
第21投票区	津市上浜町五丁目	上浜町五丁目 空き地

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第22投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校北側
第22投票区	津市栗真町屋町	三重大学翠明会館前
第22投票区	津市江戸橋一丁目125付近	日本調剤三重大前薬局前
第22投票区	津市桜橋三丁目446-34	三重県津庁舎 北側
第22投票区	津市江戸橋二丁目59-2	県営住宅江戸橋団地P R 3棟前 (ガードパイプ)
第23投票区	津市雲出島貫町487-4	雲出市民館第二駐車場北側
第23投票区	津市雲出本郷町1525-2	雲出市民センター附帯施設広場西側
第23投票区	津市雲出本郷町1165	雲出保育園西側
第23投票区	津市雲出長常町1026-38	市営住宅雲出二号館南側
第23投票区	津市雲出伊倉津町1012-3	伊倉津町自治会ちびっこ広場東側
第23投票区	津市雲出長常町677付近	訪問介護なかよし東側空き地
第24投票区	津市城山二丁目18-6	ローソン津城山店南側空地
第24投票区	津市城山三丁目10-7	西城山公園南側
第24投票区	津市城山二丁目9-17	東城山公園西側
第24投票区	津市城山一丁目12-2	三重県こころの医療センター北側
第24投票区	津市城山一丁目16-40	スギ薬局城山店西側フェンス
第25投票区	津市高茶屋四丁目14-9	里の上住宅児童遊び場西側
第25投票区	津市高茶屋二丁目24-12	桜茶屋児童遊び場南側
第25投票区	津市高茶屋三丁目20-9	南郊児童遊び場東側
第25投票区	津市高茶屋四丁目44-1	南郊中学校東側
第25投票区	津市高茶屋一丁目34-17	ヒューマンタウン児童遊び場 北側
第26投票区	津市高茶屋五丁目3-54	高茶屋公園東側
第26投票区	津市高茶屋五丁目4000-2	三重県工業研究所
第26投票区	津市高茶屋小森町1707-293	小森向山公園東側
第27投票区	津市高茶屋小森町1623-50	中山南公園内西側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第27投票区	津市高茶屋小森町1623-9	中山北児童遊び場東側
第27投票区	津市高茶屋一丁目3-55	小森中公園東側
第28投票区	津市藤方501-65	藤方東公園内東側
第28投票区	津市藤方2083-7	藤水団地児童遊び場東側
第28投票区	津市藤方297-1	藤方公園北側
第28投票区	津市垂水934-16	垂水夢公園
第28投票区	津市藤方1491-2	藤水出張所西側
第29投票区	津市半田	青谷第一集会所前
第29投票区	津市垂水2612-22	津電気会館前
第29投票区	津市半田3424	二重池団地東公園東側
第29投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側
第29投票区	津市垂水2970	垂水団地公園西側
第30投票区	津市南が丘二丁目10	南が丘調整池北側
第30投票区	津市南が丘一丁目5-6	南が丘自治会集会所北側
第30投票区	津市南が丘四丁目18	南が丘シイノキ公園西側
第30投票区	津市垂水1300	津市社会福祉事業団入口北側
第30投票区	津市垂水2670	潮見が丘団地中央公園南側
第31投票区	津市緑が丘一丁目4-20	緑が丘どんぐり公園南側
第31投票区	津市緑が丘二丁目4-3	緑が丘サンベール公園南側
第31投票区	津市神戸1893	ゼニやま公園南側
第31投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側
第31投票区	津市神戸1248付近	下神戸バス停前（県道657号家所阿漕停車場線沿い）
第32投票区	津市野田21-793	泉ヶ丘団地北公園東側
第32投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前
第32投票区	津市殿村439-4付近	泉橋北西側（県道657号家所阿漕停車場線沿い）

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第32投票区	津市野田21-818	泉ヶ丘団地中央公園東側
第32投票区	津市野田1287	黒川宅北側・野田バス停東側（県道55号久居河芸線沿い）
第33投票区	津市片田志袋町300-72付近	片田志袋団地 志袋公園東側
第33投票区	津市片田田中町47	片田田中町集会所西側
第33投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路沿い
第33投票区	津市片田新町19-3付近	片田新町二丁目バス停横
第33投票区	津市片田新町67	片田団地1号公園（片田団地中央公園）南側
第33投票区	津市片田町391	谷口宅北側
第34投票区	津市小舟1181-83	殿舟団地集会所北側
第34投票区	津市小舟556-238	殿舟団地第2公園東側
第34投票区	津市分部3275	J A津安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側
第34投票区	津市小舟566-224	殿舟団地第1公園南側
第34投票区	津市殿村 1490	殿村集荷場前
第35投票区	津市納所町245	安東小学校北側
第35投票区	津市渋見町25-2	渋見町ゴミ集積所横
第35投票区	津市河辺町 2690-5	（株）山幸建設駐車場東側
第35投票区	津市安東町1325付近	県道42号（株ホンダオート三重津インター店西
第35投票区	津市一色町 258付近	前川宅西側（県道久居河芸線）
第36投票区	津市長岡町3009-1	緑の街バス停留所裏
第36投票区	津市河辺町 3569-1	緑の街もちのきパーク南側
第36投票区	津市長岡町3059-1	緑の街中央公園
第36投票区	津市河辺町 3022	津西ハイタウンセントラルパーク東側
第37投票区	津市夢が丘一丁目19-1	夢が丘中央公園北側
第37投票区	津市一身田上津部田2115	三重県総合文化センターC9駐車場フェンス
第37投票区	津市一身田中野157	三重短期大学西側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第37投票区	津市一身田中野854-7	一身田中野大古曾第1号線 伊勢鉄道高架下南側道路用地
第37投票区	津市一身田大古曾805-1	一身田小学校南側
第38投票区	津市一身田町163-2	一身田東公園西側
第38投票区	津市一身田町333	岩崎病院 南側植栽
第38投票区	津市一身田平野374	平野公園
第38投票区	津市一身田平野767-3	志登茂園団地南公園東側
第38投票区	津市一身田平野430-1	志登茂園ロータリー傍の道路用地東側
第39投票区	津市一身田豊野195	高田短期大学北駐車場
第39投票区	津市一身田豊野1194-2	豊野団地汚水処理場南の公園南側
第39投票区	津市一身田豊野1406-479	豊野会館西側
第39投票区	津市一身田豊野1406-755	豊野ふれあい公園西側
第39投票区	津市一身田豊野1132付近	東豊野バス停北西側（主要地方道久居河芸線）
第40投票区	津市栗真町屋町945-12付近	栗真中山白塚町線水路沿い ガードレール
第40投票区	津市栗真町屋町612-2付近	栗真町屋町第20号線沿い水路ガードレール
第40投票区	津市栗真町屋町517-2	富田宅西側
第40投票区	津市栗真町屋町1577	三重大学北西駐車場北側
第40投票区	津市栗真町屋町836-1	津市栗真出張所南側
第41投票区	津市栗真中山町816-6	北消防署 北東側フェンス
第41投票区	津市栗真中山町452付近	栗真小学校北側市道
第41投票区	津市栗真小川町	林宅南側 市道沿いガードパイプ
第41投票区	津市栗真小川町276-3	逆川バス停前南
第41投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側
第42投票区	津市白塚町	新川南側
第42投票区	津市白塚町4352	白塚児童遊び場
第42投票区	津市白塚町5205	津市白塚出張所東側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第42投票区	津市白塚町5419-1	(株) 彦善冷蔵西 堤防上
第43投票区	津市白塚町2856	旭電器工業株式会社西側
第43投票区	津市白塚町2111	津市白塚市民センター西側
第43投票区	津市白塚町2562	月極駐車場北側
第43投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側
第44投票区	津市白塚町58-3	市営白塚団地2号館西側空き地
第44投票区	津市白塚町1-148付近	逆川排水路西側
第44投票区	津市白塚町36-2付近	逆川排水路東側
第44投票区	津市白塚町31-25付近	白塚団地一号公園南側
第44投票区	津市白塚町322-1付近	逆川排水路東側
第45投票区	津市大里川北町	大里川北町集会所東側
第45投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口
第45投票区	津市あのつ台四丁目6-1	産業業務機能支援中核施設あのつピア南側
第45投票区	津市大里山室町	山室高架橋東側
第45投票区	津市大里窪田町1821	大里小学校西側
第45投票区	津市大里小野田町110	乙部活雄宅西側
第45投票区	津市大里川北町	市道一身田河芸線かわきた苑東側入口付近
第46投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側
第46投票区	津市高野尾町1902-8	赤塚重一宅北側の畠
第46投票区	津市高野尾町	里中橋東側
第46投票区	津市高野尾町1431-1	中町俱楽部東側
第46投票区	津市高野尾町	市道高野尾大里野田町第1号線北側
第47投票区	津市豊が丘四丁目	豊が丘のびのび公園南側
第47投票区	津市豊が丘二丁目3214	豊が丘小学校西側
第47投票区	津市豊が丘一丁目3175-495	豊が丘あすなろ公園北側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第47投票区	津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側
第47投票区	津市高野尾町3351-237	高野尾ポンプ場東側
第48投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側（地区公園内）
第48投票区	津市河芸町中別保126-1	ザ・ビッグエクストラ津河芸店南側（河芸郵便局前）
第48投票区	津市河芸町中別保3209-3	中別保消防車庫前自治会所有駐車場
第49投票区	津市河芸町影重944-1	影重公民館南側空地
第49投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門南側
第49投票区	津市河芸町一色2595-1	西井精麦駐車場西側
第49投票区	津市河芸町影重1190	ブリュワリーホーシュー駐車場東側
第49投票区	津市河芸町一色1478-3	豊津浄水場入口並びに墓地北側
第50投票区	津市河芸町上野775	上野小学校正門北側
第50投票区	津市河芸町上野1168-38	東上野公民館北側
第50投票区	津市河芸町上野3060-1の先	県道三行上野線新上野橋東側
第50投票区	津市河芸町上野3339-129	新上野公民館東側
第50投票区	津市河芸町久知野1731-1	久知野東三差路
第50投票区	津市河芸町一色200	旧河芸理容前
第50投票区	津市河芸町上野689-3	東京インテリア家具津河芸店南
第50投票区	津市河芸町上野3825-1	北消防署旧河芸分署入口北
第51投票区	津市河芸町東千里759	尾前神社入口
第51投票区	津市河芸町東千里42-3	スーパーサンシ北
第51投票区	津市河芸町東千里839	カワゲファッショ前
第51投票区	津市河芸町上野24	後藤輝人宅西側
第52投票区	津市河芸町西千里1621-1	鈴木板金前（県道上野鈴鹿線沿い）
第52投票区	津市河芸町千里ヶ丘2	千里ヶ丘第6公園西側
第52投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り環境施設帯（千里ヶ丘公民館前）

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第52投票区	津市河芸町千里ヶ丘56-3	河芸町千里ヶ丘第2公園北側
第52投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-1	市道久知野郡山線沿い緑地帯 せせらぎ公園北西の交差点(杜の街販売センター向い)
第52投票区	津市河芸町杜の街三丁目9-3	杜の街ひだまり公園入口
第52投票区	津市河芸町杜の街一丁目19-16	杜の街くすのきの丘集会所より市道久知野郡山線を挟んで南西の緑地帯
第53投票区	津市河芸町浜田1904	伊勢鉄道河芸駅前
第53投票区	津市河芸町高佐地内	高佐公民館前(県道久居河芸線沿い)
第53投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局跡地東側(黒田小学校学習田)
第53投票区	津市河芸町赤部693	赤部南三差路(市道敷)
第53投票区	津市河芸町浜田168-6	浜田集落センター南側
第53投票区	津市河芸町浜田814-3	河芸総合支所前
第54投票区	津市河芸町南黒田2282	行方武二宅南側
第54投票区	津市河芸町南黒田409-4	観音寺西側
第55投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側
第55投票区	津市河芸町三行1148-5	三行水源地東側
第56投票区	津市芸濃町椋本413	椋本運送付近 横山池南西堰堤
第56投票区	津市芸濃町椋本6824	津市芸濃総合文化センター北側
第56投票区	津市芸濃町椋本635	旧(株)成光電器東側
第56投票区	津市芸濃町椋本892-113	椋本団地公園東南角
第56投票区	津市芸濃町椋本6141-1	芸濃総合支所
第56投票区	津市芸濃町椋本3044-1	イオンタウン芸濃北側グリーンロード沿い
第56投票区	津市芸濃町椋本	津市芸濃町椋本岩原公民館付近ごみ集積場西
第57投票区	津市芸濃町椋本5838	横山池北側ガードレール
第57投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畠代東線農排中継ポンプ付近
第57投票区	津市芸濃町林1832-2	市道椋本林殿町線沿い
第57投票区	津市芸濃町林	川原公民館東側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第57投票区	津市芸濃町楠原1209-1	市道新玉橋北線
第57投票区	津市芸濃町忍田177-4	市道忍田町中線中勢用水施設付近
第57投票区	津市芸濃町椋本5507	市道椋本林殿町線三ツ谷池東側
第58投票区	津市芸濃町小野平1180	小野平ゲートボール場南側
第58投票区	津市芸濃町多門430-2地先	県道津芸濃大山田線三重交通フリー多門橋バス停付近
第58投票区	津市芸濃町北神山305	旧安西雲林院幼稚園西側
第58投票区	津市芸濃町萩野3759	萩野地区ゲートボール場北側
第58投票区	津市芸濃町岡本136-3	県道津芸濃大山田線三重交通岡本バス停付近歩道
第59投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館
第59投票区	津市芸濃町雲林院1630	県道津芸濃大山田線待避所付近
第59投票区	津市芸濃町中縄524-42	市営藤ヶ丘団地集会所西側緑地
第59投票区	津市芸濃町雲林院1982付近	市道南山多門線沿い
第60投票区	津市芸濃町河内55	落合通宏宅前
第60投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前駐車場市有地
第61投票区	津市美里町平木520番地1の先	平木地区入口
第61投票区	津市美里町北長野1574-3	内田宅 東側の畑
第61投票区	津市美里町北長野713-1	今瀬宅前
第61投票区	津市美里町桂畑373-1	桂畑文化センター前
第61投票区	津市美里町南長野533	南長野生活改善センター 北側フェンス
第62投票区	津市美里町五百野1916-2	ふれあいセンター五百野 北側フェンス
第62投票区	津市美里町足坂275	高宮郵便局前
第62投票区	津市美里町三郷405-3	旧美里村役場跡地
第62投票区	津市美里町三郷1408-20	国道163号線 柳谷入口バス停北側
第63投票区	津市美里町家所2112-1	旧辰水小学校下駐車場
第63投票区	津市美里町家所8-3	県道657号 家所阿漕停車場線 長谷山ハイツ入口

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第63投票区	津市美里町穴倉3425	穴倉 久保・坂の上ゴミ集積場所東側
第63投票区	津市美里町高座原	県道28号 亀山白山線 高座原地区入口
第63投票区	津市美里町家所4782	県道657号 家所阿漕停車場線 コミバス野田東バス停東側
第63投票区	津市美里町日南田	県道411号 穴倉南神山津線 日南田バス停北側
第64投票区	津市安濃町草生1038-2	県道草生・窪田・津線 藤谷宅北側
第64投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線 紀平宅西側
第64投票区	津市安濃町草生3147-1	県道亀山白山線 平尾農作業管理休養施設東側
第64投票区	津市安濃町安部517	市道(草生神田線) 安川石秋宅南側
第64投票区	津市安濃町草生4406-2	県道草生曾根線 生水区公民館前
第64投票区	津市安濃町中川445	市道(草生神田線) 野田宅南側
第64投票区	津市安濃町田端上野874-25	市道(明合団地3号線) 明合放課後児童クラブ(学童保育所さくらんぼクラブ) 東側
第65投票区	津市安濃町川西276	市道(東観岡南線) 真柄義則氏宅北側
第65投票区	津市安濃町川西1200	県道草生曾根線 宮田正男氏宅西側
第65投票区	津市安濃町南神山57-2	県道穴倉南神山津線 (株)増井総建作業所南側
第65投票区	津市安濃町今徳1484	県道穴倉南神山津線 今徳区公民館前
第65投票区	津市安濃町妙法寺93	市道(妙法寺連部線) 天昇工業北側
第65投票区	津市安濃町妙法寺1126	市道(妙法寺丸岡線) 道路敷 大市神社東
第65投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道(浄土寺連部線) 中上宅北側
第65投票区	津市安濃町浄土寺1566	市道(戸島浄土寺1号線) 落合宅(川西607-22)西側
第66投票区	津市安濃町安濃2822-3	県道亀山安濃線歩道東側 (NTT電柱 第二内多幹28前)
第66投票区	津市安濃町内多3356	市道(内多清水線) 歩道 内多区公民館南側
第66投票区	津市安濃町太田2040	市道(内多清水線) 道敷 浅生宅北側
第66投票区	津市安濃町清水1221	市道(内多清水線) 萩原君代氏所有畠
第66投票区	津市安濃町曾根1158	市道(曾根20号線) 曾根農村公園南側
第66投票区	津市安濃町清水903-59	市道(清水ヶ丘1号線) 清水ヶ丘団地坂の公園(清水ヶ丘第一児童公園) 西側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第66投票区	津市安濃町太田1603-20	市道（太田25号線） 市道敷小宮宅前
第66投票区	津市安濃町曾根807-14	市道（内多太田5号線） 市道安濃保育園西側
第67投票区	津市安濃町野口1220	県道亀山白山線 野口公民館北側
第67投票区	津市安濃町大塚483	市道（戸島粟加線） 戸島区公民館南側
第67投票区	津市安濃町大塚502-4	市道（戸島粟加線） 村主宅南側
第67投票区	津市安濃町荒木183-5	県道津芸濃大山田線 ハートフル公園西側
第67投票区	津市安濃町粟加410-2	県道草生窪田津線 明合小学校東側
第67投票区	津市安濃町田端上野19-4	市道（粟加井上線） 東觀中学校東側
第67投票区	津市安濃町東觀音寺387-3	県道草生曾根線 歩道 岡副宅南側
第68投票区	津市久居東鷹跡町2-3	久居ふるさと文学館北側
第68投票区	津市久居東鷹跡町105	三重県立久居農林高等学校グラウンド北側
第68投票区	津市久居寺町1264	後藤宅前
第68投票区	津市久居本町1400-2	久居一志地区医師会館南側
第69投票区	津市久居射場町43-6	万町・中町・射場町地区集会所西側フェンス
第69投票区	津市久居万町720	万町公園東側
第69投票区	津市久居中町264-1	わたせい前駐車場北側
第69投票区	津市久居西鷹跡町494	久居中学校グラウンド北側フェンス
第69投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第1分団詰所駐車場北側
第70投票区	津市久居新町737	成美小学校北側
第70投票区	津市久居新町2819	新町三角公園西側フェンス
第70投票区	津市久居新町3005	県道松阪久居線歩道東側（久居駅西側ロータリー北）
第70投票区	津市久居新町2721-1	三重県企業庁職員運動施設東側
第71投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側
第71投票区	津市久居野村町372-203	久居団地東公園東側
第71投票区	津市久居井戸山町145	合同宿舎久居東住宅1号棟南側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第71投票区	津市久居野村町329-22	久居第2団地防火水槽
第71投票区	津市久居野村町582-11	野村駒屋公園北側
第72投票区	津市久居桜が丘町1711-130	桜が丘西公園北側
第72投票区	津市久居桜が丘町1900-194	奥田宅前植樹帯
第72投票区	津市久居小野辺町1574-1	脇田山団地西公園南側
第72投票区	津市久居小野辺町2009-1	東さくらが丘団地ひだまり公園東側
第72投票区	津市久居小野辺町1344-1	稻葉氏所有農地北側
第73投票区	津市久居北口町521-3	北口北公園西側
第73投票区	津市久居北口町554-2	蜜柑山幼稚園南東側
第73投票区	津市久居烏木町403-3	竹内宅西側
第73投票区	津市久居中町336-4	すぎのこ保育園北側
第73投票区	津市久居新町625-18	ハーモネート公園
第74投票区	津市久居北口町859-3	北部保育園 園舎西側
第74投票区	津市久居明神町2381-4	ダイソー&アオヤマ久居インターナード店西側市道
第74投票区	津市久居北口町1000-9	梅田氏所有農地東側
第74投票区	津市久居明神町1397-55	永谷氏所有地西端道路側
第74投票区	津市久居相川町2392-20	グリーンショップヒカリ東側農地
第75投票区	津市久居二ノ町1658	橋本宅前
第75投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側
第75投票区	津市久居元町2506	東出中央公園
第75投票区	津市久居元町1940-13	奥田宅東側
第75投票区	津市久居元町2119	津市埋蔵文化センター久居分室東側
第76投票区	津市須ヶ瀬町1610-7	須ヶ瀬構造改善センター北側
第76投票区	津市須ヶ瀬町111-3	木崎氏所有農地
第76投票区	津市須ヶ瀬町1521-4先	雲出川堤防

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第77投票区	津市木造町1399	近藤宅前
第77投票区	津市木造町地内	中西宅向いの市道
第77投票区	津市木造町2380-1	福井氏所有雑種地
第77投票区	津市木造町2460	雲出川堤防北側
第78投票区	津市新家町1643-1	飯田氏所有竹林
第78投票区	津市新家町2203-5	ハイタウン久居東集会所用地
第78投票区	津市新家町873-1	桃園幼稚園前
第78投票区	津市新家町1558-1	小田氏所有地
第79投票区	津市久居元町2314-17	こべき保育園前
第79投票区	津市久居元町2354	久居公民館東側
第79投票区	津市牧町360-1	青木氏所有地
第79投票区	津市久居野口町2560-103	陸上自衛隊演習場南側
第79投票区	津市牧町317-1	青木アパート前
第79投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東側 緑の風公園北側
第80投票区	津市戸木町2337	戸木幼稚園 西側
第80投票区	津市戸木町7030-1	市営桃里団地 市道北側
第80投票区	津市戸木町8094	風早団地入口西側歩道
第80投票区	津市戸木町5439-7付近	三重交通「羽野」バス停付近（国道165号）
第80投票区	津市戸木町7746	織田氏所有畠
第81投票区	津市庄田町1908-12	すみれ公園南西側
第81投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館駐車場東側
第81投票区	津市庄田町2491-2	庄田町中出屋集会所北側
第81投票区	津市庄田町2145-3	県道平生・庄田線沿 森氏所有農地
第81投票区	津市庄田町2886-1	庄田町自治会南集会所前畠
第82投票区	津市森町1490-1	小林氏所有農地

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第82投票区	津市森町270	栗葉小学校 北東側
第82投票区	津市森町92-2	箕田氏所有農地
第82投票区	津市森町1633-8	中京銀行久居倉庫西側 歩道内植込
第83投票区	津市大鳥町178-1	稻垣氏所有農地
第83投票区	津市久居一色町766	一色公会所南側
第83投票区	津市中村町地内	中村町ごみ集積所（中村町公会所向側）東
第83投票区	津市久居一色町940	久居西中学校東側
第83投票区	津市久居一色町115-4付近	県道平生庄田線 益田宅東側
第84投票区	津市稻葉町530-1	下稻葉公会所南向い 池村氏所有農地
第84投票区	津市稻葉町715付近	県道上稻葉羽野線 稲葉宅東側
第84投票区	津市久居緑が丘町1丁目7-4	グリーンヒルふれあい広場西側
第84投票区	津市稻葉町4777	県道上稻葉羽野線 稲葉公民館前道路北側法面
第84投票区	津市稻葉町240付近	前田宅南側
第85投票区	津市稻葉町2621-4付近	県道亀山白山線 山路宅西 道路北側法面
第85投票区	津市稻葉町2766-1	上稻葉ふれあい会館前 岡氏所有農地
第85投票区	津市稻葉町2524	西川原橋付近（美里ホームランド）
第85投票区	津市稻葉町2799	中島氏所有地
第86投票区	津市榎原町15929	県道・亀山白山線 三重交通「榎原療養所前」バス停 南側付近 脇田氏所有農地
第86投票区	津市榎原町6046-3付近	県道・亀山白山線 「湯の瀬橋」南側
第86投票区	津市榎原町5104	榎原農民研修所前
第86投票区	津市榎原町4964-3	県道亀山・白山線 道路法面
第87投票区	津市榎原町7280-1	下村地区共有地 東側
第87投票区	津市榎原町7011-5	市道庄田榎原線 圓淨寺専用駐車場付近
第87投票区	津市榎原町8132-2	県道平生庄田線（三重交通「並松橋」バス停付近）
第87投票区	津市榎原町8161-2	下村教育集会所前（県道平生庄田線）

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第88投票区	津市榎原町4696-1	寺野垣内集会所南側
第88投票区	津市榎原町16538	中ノ山地区共有地南側
第88投票区	津市榎原町2882-3	三重交通「笠取山口」バス停東側（県道亀山白山線）
第88投票区	津市榎原町17059	一の坂集会所付近 谷酒店東ゲートボール場 向かい
第88投票区	津市榎原町14820-2付近	県道・亀山白山線（平松宅南西側）
第88投票区	津市榎原町4414-1	一之坂集会所敷地内
第89投票区	津市榎原町10020-1	落合小遊園地西側
第89投票区	津市榎原町10615付近	市道谷川線 海泉寺付近
第89投票区	津市榎原町10844付近	吉田宅北側市道
第89投票区	津市榎原町10295-1	榎原上教育集会所
第90投票区	津市香良洲町1239-1	めぐみの広場南側
第90投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所北側
第90投票区	津市香良洲町2161-1	サンデルタ香良洲の西側（パーゴルフ場）
第90投票区	津市香良洲町5756	小野宅 西側
第90投票区	津市香良洲町950	松島宅東側の畠
第91投票区	津市香良洲町5536-22	県道津香良洲線マックスバリュ香良洲店西側フェンス
第91投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品(株)関西工場前の歩道法面
第91投票区	津市香良洲町789-2	三重交通バス川原停留所北側
第91投票区	津市香良洲町116-20	前田宅東側
第91投票区	津市香良洲町294	高橋宅空き地南側
第92投票区	津市一志町井生1444-3	上井生児童公園北側
第92投票区	津市一志町井生	市道井生小吹高畠線（井生公会所南側）
第92投票区	津市一志町井生	市道井生線（ごみ集積所西側）
第92投票区	津市一志町井生2848	一志野球場・テニスコート
第93投票区	津市一志町大仰1470-1	上出公会所南側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第93投票区	津市一志町大仰313-1	市道くらぼね線（大井駐在所西側）
第93投票区	津市一志町大仰	県道二本木一志線（大仰橋北側）
第93投票区	津市一志町大仰878-2	片山公会所
第93投票区	津市一志町石橋301-1	石橋公会所東側
第94投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前
第94投票区	津市一志町井関755	田邊宅前
第94投票区	津市一志町井関369	田中宅前
第94投票区	津市一志町井関	県道一志美杉線（JR名松線井関駅から200m西）
第95投票区	津市一志町波瀬4245-7	岩垣内駐車場
第95投票区	津市一志町波瀬1977-1	小渕医院前
第95投票区	津市一志町波瀬	市道下ノ世古川原出線（尾崎橋バス停東側）
第95投票区	津市一志町波瀬4322	小畠宅前
第95投票区	津市一志町波瀬4331-2	波瀬出張所横空き地（波瀬財産区土地）
第95投票区	津市一志町波瀬2315-1	松田宅前
第95投票区	津市一志町波瀬5263先	市道（若松86号線）
第95投票区	津市一志町波瀬2178-1	腰山商店プロパン置場
第95投票区	津市一志町波瀬	市道川原出野口線（平山宅南側）
第96投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（井ノ口公園手前）
第96投票区	津市一志町波瀬	市道井ノ口線（出丸宅南側）
第96投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館
第96投票区	津市一志町波瀬（室の口）	市道室ノ口97号線（福専寺前）
第97投票区	津市一志町八太614	長谷川宅前
第97投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側
第97投票区	津市一志町八太1008-1	津市コミュニティプラザ川合北側
第97投票区	津市一志町片野553-24	姫路集会所南側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第97投票区	津市一志町片野254	片野集会所北側
第97投票区	津市一志町八太469-1	屋方集会所西側
第98投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側
第98投票区	津市一志町日置396-1	日置集落センター西側
第98投票区	津市一志町其村（其村団地）	市道其村175号線（其村団地入り口）
第98投票区	津市一志町其村	市道其村線（滝鼻宅東側）
第99投票区	津市一志町高野1450	一志こども園
第99投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側
第99投票区	津市一志町高野	市道高野31号線（辻村宅東側）
第99投票区	津市一志町其倉	其倉橋左岸側橋詰
第100投票区	津市一志町田尻	県道久居美杉線（田尻消防車庫北側）
第100投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志庁舎南側
第100投票区	津市一志町田尻404-4	市道高野田尻線
第100投票区	津市一志町八太1439-1	(有)西川工業
第100投票区	津市一志町八太1640	佐野宅南側
第100投票区	津市一志町八太1457-25先	市道一志団地内線
第101投票区	津市一志町高野	市道高野団地線（高野団地東バス停）
第101投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前
第101投票区	津市一志町高野2609	一志中学校グランド西側
第101投票区	津市一志町高野160-493	高野団地5公園南側
第101投票区	津市一志町高野160-434	高野団地6公園北側
第102投票区	津市一志町小山915	市道小山線（細野宅前）
第102投票区	津市一志町小山	市道小山177号線（コスモスクリニック北側）
第102投票区	津市一志町小山854-66	小山台地集会所南側
第102投票区	津市一志町小山（みのりヶ丘団地）	市道小山105号線

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第103投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所
第104投票区	津市白山町福田山589付近	県道松阪青山線道路沿
第104投票区	津市白山町城立305	津市元取公民館敷地内
第105投票区	津市白山町南家城935	岸本宅敷地
第105投票区	津市白山町藤310付近	藤交差点南空き地（県道松阪青山線道路沿）
第105投票区	津市白山町南家城190-2東側	藤井宅北空き地
第105投票区	津市白山町北家城448-1南	北家城ごみ集積所北側
第105投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高等学校北東側
第105投票区	津市白山町二俣348-1南側	二俣健康のひろ場北側
第106投票区	津市白山町川口1991	津市立川口小学校南側
第106投票区	津市白山町川口897	津市白山公民館南側
第106投票区	津市白山町川口892	白山庁舎南西側
第106投票区	津市白山町川口2708-3南側	杉ヶ瀬ごみ集積所北側
第106投票区	津市白山町川口8100	旧津市白山川口ゲートボール場南側
第106投票区	津市白山町川口3424付近	県道二本木御衣田線 新広瀬橋 南側（茅刈公民館道路隔てて西側）
第107投票区	津市白山町二本木1001-253	津市大三出張所南側
第107投票区	津市白山町二本木775付近	国道165号線沿い
第107投票区	津市白山町二本木428北側	松田宅北側空き地
第107投票区	津市白山町二本木728-1	三重中央農協旧大三支店南側
第107投票区	津市白山町二本木4699地先	マックスバリュ白山店駐車場東側
第107投票区	津市白山町二本木3507-7西側	イセゴム工業（株）西側空き地
第108投票区	津市白山町三ヶ野1144南側	上広集会所前・防火水槽東側
第108投票区	津市白山町三ヶ野2776-1南側	津市三ヶ野集会所南側空き地
第109投票区	津市白山町佐田176北側	口佐田集会所前・防火水槽東
第109投票区	津市白山町中ノ村581	津市倭公民館南側

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第109投票区	津市白山町南出316西側	南出俱楽部北側空き地
第109投票区	津市白山町佐田1398-2南西側	県道亀山白山線東側沿い畠
第109投票区	津市白山町上ノ村9-296	グリーンタウン榎原中央公園東側
第109投票区	津市白山町上ノ村450番地先	木村宅北空き地
第110投票区	津市白山町八対野994-1南側	旧津市白山ゲートボール場東側
第110投票区	津市白山町八対野92-2地先	津市八対野教育文化会館北側の公園の北側
第110投票区	津市白山町稻垣253-2付近	稻垣公民館付近
第110投票区	津市白山町古市777-4北東側	津市白山運動場第2駐車場西側
第110投票区	津市白山町山田野928北側	公園北側
第110投票区	津市白山町山田野2949-3東側	津市山田野下集会所前
第111投票区	津市美杉町竹原379	県道久居美杉線沿い（持経公民館北側）
第111投票区	津市美杉町竹原3199	県道久居美杉線沿い（中野公民館）
第111投票区	津市美杉町竹原2777	竹原多目的集会所南側
第111投票区	津市美杉町竹原2633-2	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 中原バス停西へ200m付近）
第111投票区	津市美杉町竹原2126	県道久居美杉線沿い（美杉消防第1分団第4部格納庫北側 山本建設資材置場）
第111投票区	津市美杉町八手俣979-4	県道松阪青山線沿い（コミュニティバス 寺広バス停北西方向へ300m付近）
第112投票区	津市美杉町八知742-1	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 大野バス停東側）
第112投票区	津市美杉町八知1349	県道久居美杉線沿い（県道青山美杉線交差点北側）
第112投票区	津市美杉町八知5580-2	美杉総合文化センター入口東側
第112投票区	津市美杉町八知4575-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い
第112投票区	津市美杉町八知	県道久居美杉線沿い（コミュニティバス 比津バス停東側）
第112投票区	津市美杉町八知8405-1	県道太郎生伊勢八知停車場線沿い（老ヶ野第3公民館北側）
第113投票区	津市津市美杉町太郎生747-1	国道368号沿い（県境より名張方面へ300m先、西側にひよこの家）
第113投票区	津市美杉町太郎生2120	市道太郎生旧道線沿い（太郎生多目的集会所西側）
第113投票区	津市美杉町太郎生2857-1	国道368号沿い（東西橋南側）

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第114投票区	津市美杉町太郎生5551-2	国道368号沿い (株)広山建設資材置場)
第114投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い
第114投票区	津市美杉町太郎生4774	国道368号沿い (飯垣内橋 北へ50m付近)
第115投票区	津市美杉町石名原	市道逢坂線沿い (コミュニティバス停「逢坂」南側)
第115投票区	津市美杉町石名原1922-4	国道368号沿い 旧下垣内東集会所
第115投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側
第115投票区	津市美杉町石名原1096-1	国道368号沿い (三重交通上払戸バス停対面側)
第115投票区	津市美杉町三多気392-1	市道掛田三多気小屋線沿い
第116投票区	津市美杉町奥津240	県道久居美杉線沿い (コミュニティバス停「波籠」北側)
第116投票区	津市美杉町奥津	国道368号沿い (美杉小学校南側)
第116投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線 (八幡地域住民センター西側)
第116投票区	津市美杉町川上872-1	県道奥津飯高線沿い
第117投票区	津市美杉町川上3868	県道奥津飯高線沿い
第117投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場 (しゃくなげ会館西側広場)
第118投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場
第118投票区	津市美杉町丹生俣1452-1	国道422号沿い (小林宅東側)
第119投票区	津市美杉町上多気633	県道嬉野美杉線沿い (三木屋跡敷地)
第119投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校グラウンド (多気地域住民センター西側)
第119投票区	津市美杉町下多気1434-2	県道一志美杉線沿い (株)前田組敷地)
第119投票区	津市美杉町上多気262-2	県道嬉野美杉線沿い
第119投票区	津市美杉町下多気	市道西向院前世古横線沿い (美杉消防団第6分団第1部格納庫南側)
第119投票区	津市美杉町下多気	市道佐田漆中ノ世古線 (漆集会所西側)
第120投票区	津市美杉町下之川180-1	県道松阪青山線沿い
第120投票区	津市美杉町下之川1228-3	県道松阪青山線沿い (大清建設資材置場)
第120投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前

**ポスター掲示場設置場所一覧表**  
(令和6年10月27日執行予定 衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第120投票区	津市美杉町下之川2040	県道松阪青山線沿い（旧(株)エーコープいちしみすぎ下之川店）
第120投票区	津市美杉町下之川4401-3	県道一志美杉線沿い

津市選挙管理委員会告示第21号

令和6年10月27日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第19条の規定により次のとおり定める。

令和6年10月14日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

**審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 最高裁判所裁判官国民審査)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第1投票区	津市丸之内27	お城児童公園南側
第2投票区	津市西丸之内23	お城西公園西側
第3投票区	津市相生町192	さくら湯南側
第4投票区	津市末広町24	海浜公園西側
第5投票区	津市寿町21-22	津市敬和公民館北側
第6投票区	津市柳山津興1535-27	橋南会館南側
第7投票区	津市柳山津興622	阿漕塚記念館敷地内西側
第8投票区	津市下弁財町津興1376-1	育生健康公園東側
第9投票区	津市上弁財町津興2537-4	橋南中学校プール西側
第10投票区	津市半田1442-1	ひかり保育園北側
第11投票区	津市幸町2	岩田公園西側
第12投票区	津市半田534	三重県立津工業高等学校北側
第13投票区	津市八町三丁目3	新町小学校東側
第14投票区	津市東古河町4	古河公園北側
第15投票区	津市観音寺町509	三重大学観音寺宿舎 駐車場 北側
第16投票区	津市栄町一丁目891付近	三重県労働者福祉会館 東側 (市道栄町鳥居町線)
第17投票区	津市桜橋二丁目39	南立誠小学校 西側
第18投票区	津市広明町147-1	津偕楽公園 北側
第19投票区	津市一身田上津部田1355-5	津西会館 西側
第20投票区	津市長岡町800-437	津市立西が丘小学校正門前
第21投票区	津市上浜町四丁目49	上浜団地 4号棟 西側
第22投票区	津市江戸橋一丁目30	北立誠小学校北側
第23投票区	津市雲出本郷町1165	雲出保育園西側
第24投票区	津市城山二丁目18-6	ローソン津城山店南側空地
第25投票区	津市高茶屋四丁目44-1	南郊中学校東側

**審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 最高裁判所裁判官国民審査)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第26投票区	津市高茶屋五丁目4000-2	三重県工業研究所
第27投票区	津市高茶屋小森町1623-9	中山北児童遊び場東側
第28投票区	津市垂水934-16	垂水夢公園
第29投票区	津市垂水2882-1	南が丘会館西側
第30投票区	津市南が丘四丁目18	南が丘シイノキ公園西側
第31投票区	津市神戸332-1	神戸小学校東側
第32投票区	津市野田21-863	泉ヶ丘集会所前
第33投票区	津市片田井戸町17-2	片田公民館北側道路沿い
第34投票区	津市分部3275	J A津安芸倉庫前分部（地下・十王・長田）自治会共同管理公園東側
第35投票区	津市納所町245	安東小学校北側
第36投票区	津市長岡町3059-1	緑の街中央公園
第37投票区	津市夢が丘一丁目19-1	夢が丘中央公園北側
第38投票区	津市一身田町163-2	一身田東公園西側
第39投票区	津市一身田豊野1406-755	豊野ふれあい公園西側
第40投票区	津市栗真町屋町945-12付近	栗真中山白塚町線水路沿い ガードレール
第41投票区	津市栗真小川町863-60	小川園児童遊び場西側
第42投票区	津市白塚町4352	白塚児童遊び場
第43投票区	津市白塚町1325-17	白カネ園児童遊び場南側
第44投票区	津市白塚町31-25付近	白塚団地一号公園南側
第45投票区	津市大里窪田町	中勢バイパス大里窪田町出口
第46投票区	津市高野尾町5417	津市高野尾出張所北東側
第47投票区	津市豊が丘三丁目	豊が丘にっこり公園東側
第48投票区	津市河芸町中別保2033-1	中別保公民館北側（地区公園内）
第49投票区	津市河芸町一色1680	豊津小学校正門南側
第50投票区	津市河芸町上野775	上野小学校正門北側

**審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 最高裁判所裁判官国民審査)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第51投票区	津市河芸町東千里 759	尾前神社入口
第52投票区	津市河芸町千里ヶ丘14-2の先	千里ヶ丘出張所西側さつき通り環境施設帯（千里ヶ丘公民館前）
第53投票区	津市河芸町北黒田59-2	黒田郵便局跡地東側（黒田小学校学習田）
第54投票区	津市河芸町南黒田 409-4	観音寺西側
第55投票区	津市河芸町三行4-2	御幸橋南側
第56投票区	津市芸濃町椋本6141-1	芸濃総合支所
第57投票区	津市芸濃町林2028	市道上新田畠代東線農排中継ポンプ付近
第58投票区	津市芸濃町北神山305	旧安西雲林院幼稚園西側
第59投票区	津市芸濃町雲林院1019	雲林院福祉会館
第60投票区	津市芸濃町河内1064	落合の郷前駐車場市有地
第61投票区	津市美里町北長野1574-3	内田宅 東側の畠
第62投票区	津市美里町五百野1916-2	ふれあいセンター五百野 北側フェンス
第63投票区	津市美里町家所4782	県道657号 家所阿漕停車場線 コミバス野田東バス停東側
第64投票区	津市安濃町草生2017-3	県道亀山白山線 紀平宅西側
第65投票区	津市安濃町浄土寺391-3	市道（浄土寺連部線） 中上宅北側
第66投票区	津市安濃町曾根807-14	市道（内多太田5号線） 市道安濃保育園西側
第67投票区	津市安濃町粟加410-2	県道草生窪田津線 明合小学校東側
第68投票区	津市久居東鷹跡町2-3	久居ふるさと文学館北側
第69投票区	津市久居西鷹跡町424	消防第1分団詰所駐車場北側
第70投票区	津市久居新町737	成美小学校北側
第71投票区	津市久居野村町560	立成小学校西側
第72投票区	津市久居桜が丘町1711-130	桜が丘西公園北側
第73投票区	津市久居北口町554-2	蜜柑山幼稚園南東側
第74投票区	津市久居明神町2381-4	ダイソー&アオヤマ久居インターデン店西側市道
第75投票区	津市久居元町2099	川併神社境内西側

**審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 最高裁判所裁判官国民審査)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第76投票区	津市須ヶ瀬町1521-4先	雲出川堤防
第77投票区	津市木造町地内	中西宅向いの市道
第78投票区	津市新家町1643-1	飯田氏所有竹林
第79投票区	津市久居新町	近鉄久居駅東側 緑の風公園北側
第80投票区	津市戸木町5439-7付近	三重交通「羽野」バス停付近（国道165号）
第81投票区	津市庄田町517-1	七栗産業会館駐車場東側
第82投票区	津市森町270	栗葉小学校 北東側
第83投票区	津市久居一色町766	一色公会所南側
第84投票区	津市稻葉町4777	県道上稻葉羽野線 稲葉公民館前道路北側法面
第85投票区	津市稻葉町2621-4付近	県道亀山白山線 山路宅西 道路北側法面
第86投票区	津市榎原町5104	榎原農民研修所前
第87投票区	津市榎原町8161-2	下村教育集会所前（県道平生庄田線）
第88投票区	津市榎原町4696-1	寺野垣内集会所南側
第89投票区	津市榎原町10295-1	榎原上教育集会所
第90投票区	津市香良洲町1878	香良洲総合支所北側
第91投票区	津市香良洲町5536-31	フタバ食品(株)関西工場前の歩道法面
第92投票区	津市一志町井生	市道井生小吹高畠線（井生公会所南側）
第93投票区	津市一志町大仰313-1	市道くらぼね線（大井駐在所西側）
第94投票区	津市一志町井関162-3	谷戸集会所前
第95投票区	津市一志町波瀬4331-2	波瀬出張所横空き地（波瀬財産区土地）
第96投票区	津市一志町波瀬6400-1	室の口公民館
第97投票区	津市一志町八太420-4	津市川合文化会館南側
第98投票区	津市一志町庄村244-1	庄村集会所北側
第99投票区	津市一志町高野1321-1	津市高岡老人憩いの家東側
第100投票区	津市一志町田尻593-2	津市一志庁舎南側

**審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所一覧表**  
 (令和6年10月27日執行予定 最高裁判所裁判官国民審査)

投票区名	所 在 地	設 置 場 所
第101投票区	津市一志町高野160-728	一志体育館前
第102投票区	津市一志町小山915	市道小山線（細野宅前）
第103投票区	津市一志町虹が丘27-1	虹が丘集会所
第104投票区	津市白山町城立305	津市元取公民館敷地内
第105投票区	津市白山町南家城678	三重県立白山高等学校北東側
第106投票区	津市白山町川口1991	津市立川口小学校南側
第107投票区	津市白山町二本木1001-253	津市大三出張所南側
第108投票区	津市白山町三ヶ野2776-1南側	津市三ヶ野集会所南側空き地
第109投票区	津市白山町中ノ村581	津市倭公民館南側
第110投票区	津市白山町八対野994-1南側	旧津市白山ゲートボール場東側
第111投票区	津市美杉町竹原2777	竹原多目的集会所南側
第112投票区	津市美杉町八知5580-2	美杉総合文化センター入口東側
第113投票区	津市美杉町太郎生2120	市道太郎生旧道線沿い（太郎生多目的集会所西側）
第114投票区	津市美杉町太郎生3978	国道368号沿い
第115投票区	津市美杉町石名原1681	伊勢地地域住民センター南側
第116投票区	津市美杉町奥津1288-8	市道伊勢奥津駅前線（八幡地域住民センター西側）
第117投票区	津市美杉町川上3372	しゃくなげ会館広場（しゃくなげ会館西側広場）
第118投票区	津市美杉町丹生俣1360-2	丹生俣多目的集会所広場
第119投票区	津市美杉町上多気1031	旧多気小学校グラウンド（多気地域住民センター西側）
第120投票区	津市美杉町下之川6115	下之川地域住民センター前

津市選挙管理委員会告示第22号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

投票所施設一覧

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
津	1	津市役所	津市西丸之内23番1号
	2	津市立養正小学校	津市丸之内養正町14番1号
	3	津市相愛保育園	津市相生町77番地
	4	津市立敬和小学校	津市中河原445番地
	5	津市敬和公民館	津市寿町21番22号
	6	津市橋南会館	津市柳山津興1535番地27
	7	津市阿漕塚記念館	津市柳山津興622番地
	8	津市立育生小学校	津市下弁財町津興1350番地
	9	津市立橋南中学校	津市上弁財町津興2537番地4
	10	セントヨゼフ女子学園	津市半田1330番地
	11	津市橋南公民館	津市修成町12番1号
	12	津工会館	津市半田142番地
	13	津市立新町小学校	津市八町三丁目3番1号
	14	津市立西橋内中学校	津市東古河町7番1号
	15	三重大学附属幼稚園	津市観音寺町523番地
	16	三重県栄町庁舎（旧三重県民サービスセンター）	津市栄町一丁目954番地
	17	津市立南立誠小学校	津市桜橋二丁目39番地
	18	津市アストプラザ	津市羽所町700番地
	19	津市津西会館	津市一身田上津部田1355番地5
	20	津市立西が丘小学校	津市長岡町800番地437
	21	上浜団地集会所	津市上浜町四丁目49番地
	22	旧北立誠幼稚園	津市江戸橋一丁目76番地2
	23	雲出保育園	津市雲出本郷町1165番地
	24	津市城山会館	津市城山二丁目20番3号
	25	津市南郊公民館	津市高茶屋三丁目25番6号
	26	三重県工業研究所	津市高茶屋五丁目5番45号
	27	三重県立津高等技術学校	津市高茶屋小森町1176番地2
	28	津市立藤水幼稚園	津市藤方1627番地
	29	津市南が丘会館	津市垂水2882番地1
	30	津市立南が丘小学校	津市垂水2538番地1
	31	津市立神戸小学校	津市神戸332番地1
	32	泉ヶ丘集会所	津市野田21番地863
	33	旧片田幼稚園	津市片田井戸町43番地8
	34	津市立櫛形小学校	津市分部1211番地1
	35	津市立安東小学校	津市納所町245番地
	36	緑の街集会所	津市河辺町3511番地7
	37	津市立一身田小学校	津市一身田大古曾355
	38	津市一身田公民館	津市一身田町293番地3
	39	豊野会館	津市一身田豊野1406番地479
	40	町屋会館	津市栗真町屋町714番地1
	41	津市栗真保育園	津市栗真小川町274番地
	42	白塚公民館	津市白塚町5205番地
	43	津市白塚市民センター	津市白塚町2111番地
	44	白塚団地第2自治会集会所	津市白塚町58番地15
	45	津市立大里小学校	津市大里窪田町1821番地
	46	津市高野尾転作促進技術研修所	津市高野尾町5417番地
	47	津市豊が丘おおぞら会館	津市豊が丘二丁目47番11号
河芸	48	中別保公民館	津市河芸町中別保2034番地3
	49	津市立豊津小学校	津市河芸町一色1680番地
	50	津市立上野小学校	津市河芸町上野2963番地
	51	東千里公民館	津市河芸町東千里759番地
	52	津市立千里ヶ丘小学校	津市河芸町千里ヶ丘13番地
	53	津市立黒田小学校	津市河芸町北黒田109番地1
	54	南黒田公民館	津市河芸町南黒田442番地1
	55	三行地区農業構造改善センター	津市河芸町三行1228番地1
芸濃	56	津市芸濃総合支所	津市芸濃町椋本6141番地1
	57	津市立明小学校	津市芸濃町林325番地
	58	旧安西小学校	津市芸濃町北神山310番地
	59	津市雲林院福祉会館	津市芸濃町雲林院1019番地
	60	津市落合の郷	津市芸濃町河内900番地

美里	61	津市美里ふるさと資料館	津市美里町北長野1445番地
	62	津市美里公民館	津市美里町足坂560番地2
	63	旧辰水小学校	津市美里町家所2045番地
安濃	64	津市草生公民館	津市安濃町草生4249番地1
	65	津市村主公民館	津市安濃町連部69番地1
	66	津市安濃公民館	津市安濃町内多3653番地
	67	津市明合幼稚園	津市安濃町大塚253番地2
久居	68	久居総合福祉会館	津市久居東鷹跡町20番地2
	69	津市立誠之小学校	津市久居西鷹跡町424番地
	70	津市立成美小学校	津市久居新町737番地
	71	津市立立成小学校	津市久居野村町560番地
	72	久居さくらが丘集会所	津市久居桜が丘町1813番地5
	73	密柑山幼稚園	津市久居北口町554番地2
	74	津市北部保育園	津市久居北口町859番地3
	75	津市元町地区集会所	津市久居元町2099番地2
	76	津市須ヶ瀬構造改善センター	津市須ヶ瀬町1610番地7
	77	木造区集会所	津市木造町1581番地
	78	津市桃園情報センター	津市新家町1365番地5
	79	津市こべき保育園	津市久居元町2314番地17
	80	戸木幼稚園	津市戸木町2337番地
	81	津市七栗産業会館	津市庄田町517番地1
	82	津市立栗葉小学校	津市森町270番地
	83	一色公会所	津市久居一色町766番地2
	84	下稻葉公会所	津市稻葉町200番地
	85	上稻葉ふれあい会館	津市稻葉町2764番地1
	86	津市榎原農民研修所	津市榎原町5104番地
	87	津市下村教育集会所	津市榎原町8161番地2
	88	寺野垣内集会所	津市榎原町4696番地1
	89	津市榎原上教育集会所	津市榎原町10295番地1
香良洲	90	津市香良洲公民館	津市香良洲町1876番地1
	91	津市立香海中学校	津市香良洲町128番地
一志	92	井生公会所	津市一志町井生2691
	93	津市大井公民館	津市一志町大仰217番地1
	94	井関公会所	津市一志町井関1550
	95	津市波瀬ふれあい会館	津市一志町波瀬2232番地2
	96	室の口公民館	津市一志町波瀬6401番地8
	97	コミュニティプラザ川合多目的研修室	津市一志町八太1008番地1
	98	津市庄村集会所	津市一志町庄村244番地1
	99	津市高岡老人憩いの家	津市一志町高野1321番地1
	100	津市一志高岡公民館	津市一志町田尻605番地2
	101	津市一志体育館	津市一志町高野160番地728
	102	津市小山集会所	津市一志町小山401番地1
	103	虹が丘集会所	津市一志町虹が丘5番地7
白山	104	津市元取公民館	津市白山町城立305番地
	105	津市立家城小学校	津市白山町南家城647番地
	106	津市立川口小学校	津市白山町川口1991番地
	107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	津市白山町二本木1001番地253
	108	津市三ヶ野集会所	津市白山町三ヶ野2773番地1
	109	津市倭公民館	津市白山町中ノ村581番地
	110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	津市白山町八対野994番地1
美杉	111	津市竹原多目的集会所	津市美杉町竹原2821番地
	112	津市美杉総合文化センター	津市美杉町八知5580番地2
	113	津市太郎生多目的集会所	津市美杉町太郎生2120番地
	114	下太郎生中農業集落多目的集会所	津市美杉町太郎生4473番地3
	115	津市伊勢地地域住民センター	津市美杉町石名原1681番地
	116	津市八幡地域住民センター	津市美杉町奥津1288番地8
	117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	津市美杉町川上3372番地
	118	津市丹生俣多目的集会所	津市美杉町丹生俣1360番地2
	119	津市多気地域住民センター	津市美杉町上多気1031番地
	120	津市下之川地域住民センター	津市美杉町下之川6115番地

津市選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年法律第100号）第25条の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
1	津市役所	吉田 和司	三重県津市	川出 瑞貴	三重県津市
2	津市立養正小学校	原田 浩治	三重県津市	麻生 香緒里	三重県津市
3	津市相愛保育園	赤塚 直樹	三重県津市	辻 菜津実	三重県津市
4	津市立敬和小学校	前田 巧	三重県津市	藤枝 大介	三重県津市
5	津市敬和公民館	若林 美佳	三重県津市	酒井 崇秀	三重県津市
6	津市橋南会館	森平 敦史	三重県桑名市	米本 孝子	三重県津市
7	津市阿漕塚記念館	岡田 定幸	三重県津市	神田 典宏	三重県津市
8	津市立育生小学校	利藤 浩一	三重県津市	岡副 佑紀	三重県津市
9	津市立橋南中学校	川北 学	三重県津市	中野 雅文	三重県津市
10	セントヨゼフ女子学園	林 桂子	三重県津市	松下 裕輔	三重県伊勢市
11	津市橋南公民館	日比 孝明	三重県津市	山副 一哉	三重県津市
12	津工会館	梅本 洋平	三重県津市	松田 健	三重県津市
13	津市立新町小学校	片山 織江	三重県津市	末廣 健太郎	三重県津市
14	津市立西橋内中学校	江角 綾子	三重県津市	鈴木 佑子	三重県津市
15	三重大学附属幼稚園	谷本 聖美	三重県津市	小林 美誉子	三重県津市
16	三重県栄町庁舎 (旧三重県民サービスセンター)	後藤 正樹	三重県松阪市	河村 義道	三重県津市
17	津市立南立誠小学校	谷本 有司	三重県津市	森 大志	三重県津市
18	津市アストプラザ	東谷 竹雄	三重県津市	高須 憲央	三重県鈴鹿市
19	津市津西会館	柿内 宏介	三重県津市	園部 龍樹	三重県松阪市
20	津市立西が丘小学校	藤井 香里	三重県津市	本多 裕樹	三重県松阪市
21	上浜団地集会所	山本 直規	三重県津市	淺野 哲	三重県津市
22	旧北立誠幼稚園	林 敬史	三重県津市	橋丸 大亮	三重県津市
23	雲出保育園	鈴木 弘一	三重県津市	日比 剛	三重県津市
24	津市城山会館	加藤 充孝	三重県津市	吉川 真実	三重県津市
25	津市南郊公民館	中野 貴久	三重県津市	井川 裕子	三重県松阪市
26	三重県工業研究所	松永 智宏	三重県津市	下出 憲昭	三重県津市
27	三重県立津高等技術学校	小林 淳子	三重県津市	小山 大輔	三重県多気郡多気町
28	津市立藤水幼稚園	藤森 美穂子	三重県津市	永田 卓也	三重県津市
29	津市南が丘会館	川邊 純二	三重県津市	山本 将也	三重県津市
30	津市立南が丘小学校	千原 正大	三重県松阪市	得光 俊史	三重県津市
31	津市立神戸小学校	坂本 佐知	三重県津市	中村 直樹	三重県津市
32	泉ヶ丘集会所	福岡 恵美	三重県津市	奥山 聰	三重県津市
33	旧片田幼稚園	黒川 浩伸	三重県津市	山下 翔	三重県松阪市
34	津市立櫛形小学校	松尾 辰彦	三重県津市	高須賀 弘平	三重県津市
35	津市立安東小学校	中西 俊之	三重県松阪市	石橋 大輔	三重県津市
36	緑の街集会所	古市 和久	三重県津市	吉川 正彦	三重県津市

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
37	津市立一身田小学校	藤原 崇	三重県津市	島田 雅俊	三重県津市
38	津市一身田公民館	畠山 和之	三重県津市	網本 正和	三重県津市
39	豊野会館	永合 由典	三重県津市	立松 勇紀	三重県津市
40	町屋会館	フォレスト 幹子	三重県津市	前田 剛志	三重県津市
41	津市栗真保育園	綾野 雅子	三重県津市	安宅 巧	三重県津市
42	津市白塚公民館	柳原 雄樹	三重県津市	日名子 博	三重県津市
43	津市白塚市民センター	栗本 みどり	三重県津市	丹羽 智厚	三重県津市
44	白塚団地第2自治会集会所	酒井 亮	三重県津市	水谷 聰志	三重県四日市市
45	津市立大里小学校	水谷 麻美	三重県津市	山田 悠	三重県津市
46	津市高野尾転作促進技術研修所	駒田 敬彦	三重県津市	鈴木 喬	三重県津市
47	津市豊が丘おおぞら会館	山本 昌孝	三重県津市	黒澤 優	三重県津市
48	中別保公民館	内藤 清寿	三重県津市	村田 有香	三重県津市
49	津市立豊津小学校	南出 剛志	三重県津市	國枝 和代	三重県津市
50	津市立上野小学校	舟橋 裕子	三重県津市	古市 俊輔	三重県津市
51	東千里公民館	後藤 弘一	三重県津市	岡田 徳子	三重県津市
52	津市立千里ヶ丘小学校	永田 慶一	三重県津市	長井 秀文	三重県津市
53	津市立黒田小学校	丹羽 敬二	三重県津市	大西 寛章	三重県津市
54	南黒田公民館	駒田 直紀	三重県津市	川出 富士雄	三重県津市
55	三行地区農業構造改善センター	高橋 豊人	三重県津市	畠中 直人	三重県津市
56	津市芸濃総合支所	吉川 雅徳	三重県津市	横山 貴之	三重県津市
57	津市立明小学校	小黒 誠仁	三重県津市	田中 康治	三重県津市
58	旧安西小学校	渥美 博	三重県津市	柴田 智彦	三重県津市
59	津市雲林院福祉会館	野島 隆則	三重県津市	岡本 慎哉	三重県津市
60	津市落合の郷	蟻戸 孝明	三重県津市	伊藤 美帆	三重県津市
61	美里ふるさと資料館	澤岸 慎也	三重県津市	山路 充洋	三重県津市
62	津市美里公民館	不破 孝幸	三重県津市	山尾 栄次	三重県津市
63	旧辰水小学校	竹田 智貴	三重県津市	橋本 大輔	三重県津市
64	津市草生公民館	奥山 英樹	三重県津市	眞柄 隆史	三重県津市
65	津市村主公民館	野口 真也	三重県津市	濱口 淑子	三重県津市
66	津市安濃公民館	小林 泰子	三重県津市	横井 宏和	三重県津市
67	津市明合幼稚園	山川 晶子	三重県津市	日比 尚美	三重県津市
68	久居総合福祉会館	大西 美和	三重県松阪市	荒木 聰	三重県津市

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
69	津市立誠之小学校	小濱 守	三重県津市	橋本 剛至	三重県津市
70	津市立成美小学校	中山 千春	三重県津市	裏川 隆	三重県津市
71	津市立立成小学校	井上 真	三重県津市	川井 孝彦	三重県津市
72	久居さくらが丘集会所	山下 貴史	三重県津市	木佐貫 徹	三重県津市
73	津市蜜柑山幼稚園	松長 伸	三重県津市	中村 剛之	三重県松阪市
74	津市北部保育園	関岡 宏幸	三重県津市	小林 朋子	三重県津市
75	津市元町地区集会所	前川 尚貴	三重県津市	佐藤 圭太	三重県津市
76	津市須ヶ瀬構造改善センター	戸森 清生	三重県津市	紀平 篤史	三重県津市
77	木造区集会所	大西 弘樹	三重県津市	工藤 暢久	三重県松阪市
78	津市桃園情報センター	鈴木 勝士	三重県津市	井谷 祐貴	三重県松阪市
79	津市こべき保育園	大倉 千佳	三重県津市	真田 秀彰	三重県津市
80	戸木幼稚園	大井 清	三重県津市	富永 健之	三重県津市
81	津市七栗産業会館	野田 恵実	三重県津市	宮田 裕幸	三重県津市
82	津市立栗葉小学校	堤 佳代	三重県松阪市	牛場 智也	三重県津市
83	一色公会所	裏川 太紀	三重県津市	柴山 勝彦	三重県津市
84	下稲葉公会所	東山 準也	三重県津市	山村 志保	三重県津市
85	上稲葉ふれあい会館	森 照味	三重県津市	谷川 かつら	三重県津市
86	津市榎原農民研修所	中山 貴博	三重県津市	大森 正義	三重県津市
87	津市下村教育集会所	山口 かおり	三重県津市	小川 明子	三重県津市
88	寺野垣内集会所	村木 康彦	三重県津市	山本 涼介	三重県津市
89	津市榎原上教育集会所	田中 賢秀	三重県津市	大原 知子	三重県津市
90	津市香良洲公民館	濱村 章史	三重県津市	八太 伸介	三重県津市
91	津市立香海中学校	伊藤 良成	三重県松阪市	高橋 純也	三重県津市
92	井生公会所	町野 優也	三重県津市	倉田 勝司	三重県松阪市
93	津市大井公民館	成相 公洋	三重県津市	藤川 知樹	三重県津市
94	井関公会所	秋山 晴美	三重県津市	水井 英人	三重県松阪市
95	津市波瀬ふれあい会館	内田 泰豊	三重県津市	川端 輝	三重県津市
96	室の口公民館	前山 広重	三重県津市	岡野 徳之	三重県松阪市
97	コミュニティプラザ川合	城谷 貴穂	三重県津市	小山 伸子	三重県松阪市
98	津市庄村集会所	稻垣 雅也	三重県津市	水井 悠介	三重県津市

投票区	投票所名称	投票管理者		投票管理者職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
99	津市高岡老人憩いの家	森 美和	三重県津市	北川 慶彦	三重県津市
100	津市一志高岡公民館	神田 敦史	三重県津市	中村 光良	三重県津市
101	津市一志体育館	高津 陽介	三重県津市	齊藤 幸弘	三重県津市
102	津市小山集会所	中村 京文	三重県津市	谷 泰徳	三重県津市
103	虹が丘集会所	西 浩子	三重県津市	小畠 豊	三重県津市
104	津市元取公民館	加藤 利治	三重県津市	熊崎 司	三重県津市
105	津市立家城小学校	植松 久美子	三重県津市	丸山 恵子	三重県松阪市
106	津市立川口小学校	蒲原 智晴	三重県四日市市	岸岡 康成	三重県津市
107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	長谷川 年樹	三重県津市	飯田 泰正	三重県津市
108	津市三ヶ野集会所	瀬田 義久	三重県津市	斎 ひとみ	三重県津市
109	津市倭公民館	山川 隆宏	三重県津市	長谷川 真里	三重県津市
110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	佐野 隆之	三重県津市	西山 勇介	三重県津市
111	津市竹原多目的集会所	溝口 咲子	三重県津市	峯田 尚徳	三重県津市
112	津市美杉総合文化センター	磯田 秀和	三重県津市	大野 維佐子	三重県津市
113	津市太郎生多目的集会所	今井 博之	三重県津市	廣瀬 智也	三重県津市
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	松永 邦彦	三重県津市	杉谷 義之	三重県松阪市
115	津市伊勢地地域住民センター	松本 巧也	三重県津市	境 大伸	三重県津市
116	津市八幡地域住民センター	鈴木 逸子	三重県津市	松本 和子	三重県津市
117	津市美杉高齢者婦人センター 「しゃくなげ会館」	安木 作	三重県津市	石淵 誠人	三重県津市
118	津市丹生俣多目的集会所	佐野 千奈	三重県津市	芝山 弘行	三重県津市
119	津市多気地域住民センター	海住 愛	三重県津市	渡邊 純子	三重県津市
120	津市下之川地域住民センター	向田 早永	三重県松阪市	池田 千春	三重県津市

津市選挙管理委員会告示第24号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定による読み替え後の同法第41条第1項の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	令和6年10月16日から同月25日まで	津市本庁舎8階大會議室C	第1～第120投票区
第2期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市河芸庁舎1階防災研修室	第1～第120投票区
第3期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市芸濃庁舎2階中会議室3・4	第1～第120投票区
第4期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市美里庁舎1階会議室	第1～第120投票区
第5期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市安濃庁舎2階会議室2・3	第1～第120投票区
第6期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市久居庁舎1階1A会議室	第1～第120投票区

第7期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市香良洲公民館1階住民活動室	第1～第120投票区
第8期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市一志庁舎1階住民活動室	第1～第120投票区
第9期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市白山庁舎2階203会議室	第1～第120投票区
第10期日前投票所	令和6年10月16日から同月26日まで	津市美杉総合文化センター1階会議室1・2	第1～第120投票区
第11期日前投票所	令和6年10月23日から同月26日まで	イオンモール津南3階イオンホール	第1～第120投票区
第12期日前投票所	令和6年10月26日	津市本庁舎1階ロビー	第1～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第25号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部憲夫

別紙のとおり

第1期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	森田 泰紹	三重県津市	清水 政宏
10月17日	三重県津市	森田 泰紹	三重県津市	大西 望恵
10月18日	三重県津市	佐脇 吉直	三重県松阪市	奥野 伸弥
10月19日	三重県津市	佐脇 吉直	三重県津市	小谷 章剛
10月20日	三重県津市	森田 泰紹	三重県津市	大西 望恵
10月21日	三重県津市	岡 静美	三重県松阪市	奥野 伸弥
10月22日	三重県津市	山本 美千代	三重県四日市市	野々垣 諭
10月23日	三重県津市	岡 静美	三重県津市	杉江 士
10月24日	三重県津市	森田 泰紹	三重県四日市市	野々垣 諭
10月25日	三重県津市	森田 泰紹	三重県津市	杉江 士

第2期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	河戸 一	三重県津市	後藤 弘一
10月17日	三重県津市	倉田 和実	三重県津市	松下 貴史
10月18日	三重県津市	岡 正久	三重県津市	若林 勤也
10月19日	三重県津市	長井 三喜夫	三重県津市	岸江 典子
10月20日	三重県津市	倉田 和実	三重県鈴鹿市	高木 伸幸
10月21日	三重県津市	岡 正久	三重県津市	太田 幸弘
10月22日	三重県津市	鈴木 捷功	三重県津市	長井 秀文
10月23日	三重県津市	長井 三喜夫	三重県鈴鹿市	高木 伸幸
10月24日	三重県津市	河戸 一	三重県津市	土井 たまき
10月25日	三重県津市	倉田 和実	三重県津市	後藤 弘一
10月26日	三重県津市	鈴木 捷功	三重県津市	太田 幸弘

第3期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	横山 和俊	三重県津市	野島 隆則
10月17日	三重県津市	駒田 勝巳	三重県津市	吉川 雅徳
10月18日	三重県津市	伊藤 三男	三重県津市	松谷 弘樹
10月19日	三重県津市	山川 洋子	三重県津市	今井 啓人
10月20日	三重県津市	佐藤 恵子	三重県津市	小黒 誠仁
10月21日	三重県津市	藤谷 弘一	三重県津市	野島 隆則
10月22日	三重県津市	駒田 勝巳	三重県津市	吉川 雅徳
10月23日	三重県津市	山川 洋子	三重県津市	辻岡 龍志
10月24日	三重県津市	佐藤 恵子	三重県津市	伊藤 美帆
10月25日	三重県津市	藤谷 弘一	三重県津市	松谷 弘樹
10月26日	三重県津市	横山 和俊	三重県津市	松本 公伸

第4期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	服部 勝	三重県津市	不破 孝幸
10月17日	三重県津市	鈴木 満	三重県津市	澤岸 慎也
10月18日	三重県津市	中尾 和典	三重県津市	谷口 竜二郎
10月19日	三重県津市	野田 孝夫	三重県津市	澤岸 慎也
10月20日	三重県津市	川合 貞則	三重県津市	中瀬 智広
10月21日	三重県津市	古川 命孝	三重県津市	谷口 竜二郎
10月22日	三重県津市	伊藤 順通	三重県津市	谷口 竜二郎
10月23日	三重県津市	平井 龍治	三重県津市	別所 英幸
10月24日	三重県津市	中西 正博	三重県津市	宮本 達也
10月25日	三重県津市	野澤 利宏	三重県津市	澤岸 慎也
10月26日	三重県津市	小林 玉季	三重県津市	不破 孝幸

第5期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	横田 明人	三重県津市	真伏 潤
10月17日	三重県津市	若林 圭司	三重県津市	前川 秀樹
10月18日	三重県津市	別所 重記	三重県津市	紀平 浩司
10月19日	三重県津市	坂野 利男	三重県津市	織田 勝弘
10月20日	三重県津市	島田 重和	三重県津市	紀平 久樹
10月21日	三重県津市	若林 圭司	三重県鈴鹿市	駒田 元彦
10月22日	三重県津市	別所 重記	三重県津市	川北 江利子
10月23日	三重県津市	島田 重和	三重県津市	前川 秀樹
10月24日	三重県津市	坂野 利男	三重県津市	濱口 淑子
10月25日	三重県津市	伊藤 一夫	三重県津市	伊藤 純子
10月26日	三重県津市	横田 明人	三重県津市	紀平 浩司

第6期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	山川 和雄	三重県津市	山口 隆司
10月17日	三重県津市	伊藤 文夫	三重県津市	森 照味
10月18日	三重県津市	青木 好巳	三重県津市	安木 作
10月19日	三重県津市	藤田 順子	三重県津市	岸江 一浩
10月20日	三重県津市	臼井 正昭	三重県津市	大倉 千佳
10月21日	三重県津市	辻 富美雄	三重県桑名市	森平 敦史
10月22日	三重県津市	辻 義則	三重県津市	西口 昌孝
10月23日	三重県津市	鈴木 巧	三重県津市	小瀬 香
10月24日	三重県津市	中島 久	三重県津市	松長 有紀
10月25日	三重県津市	森本 勇	三重県津市	前田 裕久
10月26日	三重県津市	高田 明裕	三重県津市	木田 実

第7期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	太田 正之	三重県津市	柴山 勝彦
10月17日	三重県津市	後藤 千春	三重県松阪市	廣瀬 拓海
10月18日	三重県津市	前田 恵津子	三重県津市	柴山 勝彦
10月19日	三重県津市	奥田 満	三重県津市	木佐貫 徹
10月20日	三重県津市	前田 恵津子	三重県津市	倉田 幸果
10月21日	三重県津市	太田 正之	三重県津市	木佐貫 徹
10月22日	三重県津市	奥田 満	三重県鈴鹿市	福山 智収
10月23日	三重県津市	太田 正之	三重県津市	柴山 勝彦
10月24日	三重県津市	奥田 満	三重県津市	木佐貫 徹
10月25日	三重県津市	後藤 千春	三重県津市	奥野 昌也
10月26日	三重県津市	前田 恵津子	三重県津市	倉田 幸果

第8期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	田中 久志	三重県津市	中村 京文
10月17日	三重県津市	松井 博保	三重県津市	秋山 晴美
10月18日	三重県津市	田端 稔	三重県津市	野村 日鶴
10月19日	三重県津市	長江 英明	三重県津市	西 浩子
10月20日	三重県津市	後藤 佳基	三重県津市	澤田 和也
10月21日	三重県津市	松井 博保	三重県津市	森 美和
10月22日	三重県津市	後藤 佳基	三重県津市	秋山 晴美
10月23日	三重県津市	田端 稔	三重県津市	中村 京文
10月24日	三重県津市	伊勢野 久好	三重県津市	澤田 和也
10月25日	三重県津市	長江 英明	三重県松阪市	末石 豪士
10月26日	三重県津市	田中 久志	三重県津市	中条 貴之

第9期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	橋本 忍	三重県津市	大橋 律子
10月17日	三重県津市	小林 哉也	三重県津市	山川 隆宏
10月18日	三重県津市	小林 洋之	三重県津市	瀬田 義久
10月19日	三重県津市	脇田 智加子	三重県津市	東山 準也
10月20日	三重県津市	中山 大藏	三重県津市	長谷川 真理
10月21日	三重県津市	中西 肅	三重県松阪市	岡崎 好美
10月22日	三重県津市	橋本 忍	三重県津市	佐野 隆之
10月23日	三重県津市	小林 洋之	三重県津市	大橋 律子
10月24日	三重県津市	中山 大藏	三重県津市	竹田 智貴
10月25日	三重県津市	中西 肄	三重県津市	山川 隆宏
10月26日	三重県津市	中山 大藏	三重県松阪市	岡崎 好美

第10期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	三重県津市	大西 順子	三重県津市	石淵 誠人
10月17日	三重県津市	磯田 勉	三重県松阪市	向田 早永
10月18日	三重県津市	海住 克己	三重県津市	廣瀬 智也
10月19日	三重県津市	澤 栄理子	三重県津市	石淵 誠人
10月20日	三重県津市	渡邊 宏一	三重県津市	田中 賢秀
10月21日	三重県津市	浅尾 和司	三重県松阪市	向田 早永
10月22日	三重県津市	大西 順子	三重県松阪市	杉谷 義之
10月23日	三重県津市	岸野 隆夫	三重県津市	芝山 弘行
10月24日	三重県津市	丸井戸 茂樹	三重県松阪市	芝山 由佳子
10月25日	三重県津市	前川 広幸	三重県津市	石淵 誠人
10月26日	三重県津市	澤 栄理子	三重県松阪市	芝山 由佳子

第11期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月23日	三重県津市	松原 克也	三重県松阪市	本多 裕樹
10月24日	三重県津市	渡邊 昇	三重県津市	小林 泰之
10月25日	三重県津市	坂口 賢次	三重県津市	小林 泰之
10月26日	三重県津市	渡邊 昇	三重県津市	小熊 信行

第12期日前投票所

職務を行 うべき日	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月26日	三重県津市	佐脇 吉直	三重県津市	小谷 章剛

## 津市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第40条第2項の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を開く時間	期日前投票所を閉じる時間
第11期日前投票所	イオンモール津南3階イオンホール	午前10時	午後8時

津市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項により読み替えて適用される同法第48条の2第1項による在外選挙人が投票できる期日前投票所を次のとおり指定する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

期日前投票所名	期日前投票所の場所	期日前投票所を設ける期間
第1期日前投票所	津市本庁舎8階大会議室C	令和6年10月16日から 同月25日まで
第12期日前投票所	津市本庁舎1階ロビー	令和6年10月26日

津市選挙管理委員会告示第28号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における津市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 1 開票の場所 | 安濃中央総合公園内体育館         |
| 2 開票の日時 | 令和6年10月27日 午後9時30分から |

## 津市選挙管理委員会告示第29号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における津市開票区の開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯部 憲夫

### 1 開票管理者

住 所 三重県津市  
氏 所 磯部 憲夫

### 2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 三重県津市  
氏 所 永戸 吉朋

津市選挙管理委員会告示第30号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における津市開票区の開票の日時を次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第26条の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

開票の日時 令和6年10月27日 午後9時30分から

津市選挙管理委員会告示第31号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示する。

令和6年10月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 1 くじの場所 | 津市本庁舎8階大会議室A       |
| 2 くじの日時 | 令和6年10月24日 午後5時30分 |

## 津市監査委員告示第6号

令和6年8月19日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和6年10月1日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和6年10月8日

津市監査委員 小津直久  
津市監査委員 安藤友昭  
津市監査委員 安井広伸  
津市監査委員 渡邊晃一

## 第1 請求の受理

### 1 受理年月日

本件監査請求書は、令和6年8月19日に受理した。

### 2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 前田茂穂

### 3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和6年9月9日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

#### (1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

請求人（甲）

該当職員（乙）河芸総合支所地域振興課長

該当職員（丙）河芸総合支所地域振興課主査

該当自治会（丁）津市認可地縁団体 ○○自治会

該当（丁）の会長（戊）

#### ア 交付金の過大請求について

（ア）（戊）は、長年にわたり広報等配布対象件数と加入世帯数を同じにし、加入世帯数にアパート・店舗・会社等を意図的に含め町自治会交付金の過大請求を、また、加入世帯数＝実加入世帯数から自身の自治会長報償金の過大請求を行ってきた。特に、悪質なのは、加入世帯数に店舗・会社等を意図的に含めたことである。津市長、（乙）、（丙）は、これを「加入世帯数等の間違い」で矮小化し責任逃れをしようとしている。

（イ）（乙）、（丙）は、書類さえ揃っていれば良いとする意識、添付書類の内容審査まで行わずに地方自治法（以下「法」という。）第2条の3（1）に違反した事務処理を行った。

（ウ）（乙）、（丙）は、電話番号交換から津市長と（戊）と関係を考え（戊）に対し忖度が生じた可能性がある。

（エ）津市長、（乙）、（丙）は、「アパートを世帯数に含めるかどうかは自治会の判断」のように交付要件を拡大適用し、できるだけ交付金を増額交付しようとした。助成金と同じ構図である。

#### イ （戊）による総会の恣意的な運用について

（乙）、（丙）は、法に違反した（丁）の規約改正を不十分な確

認で認可手続をした。

(甲) が再三にわたり「何事も町内会長会議で決定されるので一般会員は何もできない。何とかしてほしい」と訴えてきた。

「規約改正時の適切な運用」について通知文が出ても令和5年度「総会」も旧態依然である。むしろ規約において、以前と比べ改悪となり、自治会役員への立候補制限、会員の表決権が奪われた。

## (2) 措置の請求

### ア 交付金の過大請求について

(ア) (丁) に構成員名簿（地番、会員名）の提出をさせ、加入世帯数の確定をする。

(イ) 津市長は、「間違い」ではなく架空請求の疑いで調査し過去分を含めて過大請求額の返還を求める。

(ウ) 自治会長の報償費の過大請求の温床となっているアパートの加入世帯数への算入の是非を自治会任せにせず津市の基準を設けとり行う。

(エ) 自治会希望の配布の予備数をなくし、津市配送予備数の1本で行う。

(オ) 自治会の交付金の審査方法が適正であったかを確認する。

(カ) 津市長は、むやみに電話番号交換しない。

### イ (戊) による総会の恣意的な運用について

(ア) (丁) の構成員名簿から規約改正時の会員総数を確定し議事録が適法であるのかを確認し、(丁) の規約改正の成立・不成立を確認する。不成立なら、許可の取り消しを行う。

(イ) (乙)、(丙) は、「法に違反しているかどうかわからぬ。」という。事務処理が、法に違反しているかどうかを確認する体制を構築する。

## (3) 主張の理由（ほぼ原文のまま記載）

### ア 交付金の過大請求について

(ア) 令和5年4月9日(丁) 第1回町内会長会議

(甲) は、(丁) の会長選で<STOP！水増し請求>を配布する（添付1）。

### 会議中の協議内容

(甲) 「〇〇町内会がなぜ広報を100部配布するのか。〇〇町

(戊) 「○○町内会が要望した数値である。」

(甲) 「誰も要望はしていないはずである（後日確認済）。過大請求はやめたらよいではないか。」

(戊) 「町自治会交付金交付申請は、822件で提出する。自治会も儲かっているからええやないか。」

(甲) 「(丁) の町自治会交付金 102 万が 109 万に、(戊) の自治会長報償金は 12 万が 19 万になる。過大請求額が同程度の 7 万円でも水増し率がそれぞれ 7%、50% と圧倒的な差がある。」

(イ) 令和5年5月18日、(乙)、(丙)が、(丁)から令和5年度町自治会交付金交付申請書「広報等配布対象件数(822件)、自治会活動事業の加入世帯数(822世帯)」で受け取り交付申請書通り事実確認せずに実加入世帯数(822世帯)として自治会長報償金の事務処理をした(添付3)。

(イ) 令和5年5月28日(丁) 第2回町内会長会議

(丁) の会計から「令和5年度、加入世帯数（区費3,500円  
476世帯）、アパート（区費半額1,750円 258世帯）、  
店舗等（区費3,500円～1万円 26店舗など）」と報告され  
た（添付4 会費分類表）。

広報等配布対象件数の合計は、760件で、加入世帯数は、734世帯である（添付5の3）。

(丁) の規約上、アパートの世帯は、管理会社等が一括集金を行い区費の半額を会費として納入している。これは(丁)の規約第5条の個人に当たらない(添付6)。

また、「準会員（アパートの世帯）、店舗は議決権を有しません。」により会員ではなく加入世帯に当たらない（添付4 \*の7番目）。

「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする法260条の18（1）」に違反する。

参考までに現在と大差ない平成28年度会費及び協力金明細を添

付した（添付7）。

(エ) (甲)は、令和5年6月28日開示請求「令和5年度 町自治会交付金申請書 津市河芸町○○自治会」を行ったところ、申請件数は、822件であった。\*令和4年度と同じ

なお、広報等配布対象件数と加入世帯数の年度別推移は、下記のとおりである。また、区費納入世帯数は、その年度の決算書による区費納入世帯数（実加入世帯数）である（添付8）。

年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
加入世帯数	803	803	813	815	818
広報配布世帯数	803	803	813	815	818
区費納入世帯数	記載なし	481	467	479	462

年度	令和4年	令和5年	R5訂正	R5実数
加入世帯数	822	822	755	734
広報配布世帯数	822	822	780	760
区費納入世帯数	475	476	476	476

開示日に（甲）は、（乙）、（丙）に対し、

a 本来、（丁）は法第260条の2（2）の三に定めるとおり、個人加入であり、個人加入でないアパートの管理会社関係、店舗、会社等の合計284件を加入世帯数から除外し、476件にすべきである。

納入するアパートと世帯会員の会費に倍額の差（1,750円と3,500円）がありながら、同列に扱うなら法第260条の2（8）における不当な差別的取扱いに当たる。

一方、「大和リビング株式会社三重営業所（管理会社）と○○自治会との契約書」において、「但し、上記物件入居者本人の申し出による参加はこの限りではないものとする。」との一文があると、上記アパートと区費納入世帯との会員間の差がなくなる（添付9）。

b （戊）：「アパートの人は防災訓練に参加していないこととアパートの入居者の把握が困難で有事の際には、関わらなくてよい。（添付5の4）」

（甲）の考えは、「アパートが加入世帯なら、防災訓練に参加を求め、緊急避難等の運営が円滑になるようにすべきで

ある。」（乙）（丙）も同意見である。

- c 認可地縁団体の場合、加入世帯数は、法第260条の4（2）により、構成員名簿の備え置き・更新が義務付けされているのでこれを確認すればよいだけである。

また、津市自治会法人化の手引きによると、法人や団体は構成員になれないが賛助会員にはなれる。しかし、（丁）の規約が9回改正されていても、この記載がない。よって、本来、賛助会員を作れないはずである（添付6第5条）。

d 河芸総合支所との協議内容

（甲）「広報等配布対象件数、加入世帯数は、どのように確認したのですか。」

（乙）及び（丙）「確認していません。」

（甲）「（丁）は、認可地縁団体なので構成員名簿で確認できるでしょ。」

（乙）及び（丙）「（丁）の自治会長の申請書ですので確認していません。地縁団体で名簿のないところもある。認可地縁団体と地縁団体で提出に差をつけられない。加入世帯数の中にアパートを算入するかどうかは自治会の判断で決めてもらっている。自治会判断なので間違いとは言えない。」

（甲）「（丁）は、地方自治法による法人である。この解釈だと、名簿提出を求められないので、面倒な名簿更新をせずに済ますことができる。以前指摘したように総会の開催についても同じことが起きているのではないか。」

（※総会については、「B（戊）による総会の恣意的な運用について」を参照）

（甲）「（乙）及び（丙）は、地方自治法の主旨を理解しようとしない。規約にない町内会長会議で（丁）の規約改正を行い、津市長は、地方自治法に違反した条文があるにも関わらず認可している。法令に違反してその事務を処理してはならないと定める法第2条の3（1）に違反していませんか。」

(乙) 及び (丙) 「違反しているかどうかは判断できない。」

e 令和5年7月30日第299回地域懇談会（河芸地区）

（甲）「自治会交付金申請にかかる加入世帯数について、加入世帯数に住居実態のない店舗、会社が入っています。そのあたりを調査してほしい。」

f 令和6年3月26日（甲）は開示請求「令和5年度町自治会交付金申請書（○○自治会分）（再提出分）を行った（添付10）。

甲が、令和5年7月30日第299回地域懇談会（河芸地区）で過大請求問題を提起したところ（戊）から令和5年9月12日町自治会交付金・町自治会報償金の返還手続がなされ広報等配布対象件数780件、加入世帯数755世帯であった。

① 令和5年7月23日開催の町内会長会議とあるが、地域懇談会（河芸地区）開催日以降の8月27日である（添付11の5その他追伸）。意図的に、地域懇談会で指摘される前に間違いに気付いたとして過大請求問題の矮小化を図っている。

② 広報等配布対象件数780件が760件、加入世帯数755世帯が734世帯の誤りである。（戊）は、令和5年8月27日開催の町内会長会議で各町内会に希望予備数を含めた数値を求め、これを積算したもので、自治会希望の配布の予備数を含めた数が、780件である。

（丁）の交付金請求は、希望予備数を含めた数ではなく、実数であるべきである。なぜなら津市からは、広報等配布対象件数780件に加えて津市配送予備数を含めたものが届き、津市配送予備数分が毎回残っている。

③ 開示日の河芸総合支所との協議内容

（甲）「令和4年度と令和5年度が同じ広報等配布対象件数、加入世帯数で過大請求が疑われるが、過去に遡って行わないのか。」

（乙）及び（丙）「令和5年度分は、精査した数値と

いうのでこれ以上確認していません。津市の組織ではないのでこちらから令和4年度分を求めません。」

(甲) 「税金の過大請求ですよ。近畿日本ツーリスト株式会社の架空請求（コロナワクチン注射時の要員の水増し）と同じでしょ。分かっているだけでも7年間店舗・企業等を含めて意図的にこれを実加入世帯数に入れ過大請求してきたことに対応すべきである。」

(乙) 及び(丙) 「この事案が近畿日本ツーリスト株式会社のような架空請求に当たるのかどうか分かりませんので、遡れません。」

g 令和6年7月21日開催第335回地域懇談会（河芸地区）で頂いた課題に対する整理結果（添付12）において、整理結果は「加入世帯数等の間違いによる訂正及び交付金等の一部返還」とある。（甲）は以前から（戊）に「やめよ」と言っているにも関わらず、令和5年4月9日（丁）第1回町内会長会議での（戊）の発言のように分かっていて実行しているのであって決して「間違い」ではない。意図的にやっているのがばれたから一部返還しただけのことである。

イ (戊) による総会の恣意的な運用について

(ア) 平成26年11月30日 第11回町内会長会議（総会）において（会計年度1月～12月）

これまで、（丁）の規約通り、11月の総会で新役員の選出を行ったが、（戊）は、3年前の11月の総会で落選し、平成26年6月臨時総会（会員に告知・会員の表決権なし）で返り咲いた。現町内会長による「総会」に懲りて「第1回町内会長会議で新町内会長と最終的に新役員の選出を行いたい。」と自分に有利になるように、規約を変更せずに町内会長会議で決定し実行している。これは、その当時の（丁）の自治会規約違反である。これ以降、第1回町内会長会議で会長・会計を決定している（添付13）。（戊）は、自身の会長選で新町内会長の名簿を管理し、名簿をもとに電話で自分への投票依頼をしてい

る。新たに立候補する者にとって名簿がないので電話での投票依頼ができず圧倒的に不公平・不利である。

- (イ) (戊) は、これまで、規約、法令に違反して一度も会員による総会を開かず、(丁) 議決機関として「町内会長会議」とする（添付4 本文＊印上から2番目）。2月町内会長会議「総会」であるが、一般会員は開催告知・参加はもとより書面表決すらできない運営方法であった。町内会長でない会員の意見は、「町内会長でない者からの意見」との理由で聞く耳を持たなかった。
- (ウ) 総会議事録について公開質問状を出したところ、回答は添付14のとおり、「Q7 津市長は、(丁) から総会議事録として「町内会長会議議事録」が提出されたため受け付けました。」であった。
- (エ) (丁) の規約改正の「総会」議事録は、全て「町内会長会議議事録」で認可されてきた。令和4年7月24日第244回地域懇談会（河芸地区）を受けて、津市より「規約改正時の適切な運用」について通知文が出された。(戊) は、慣例の「町内会長会議」を成文化し、合法化を目指した（添付15その他1）。行政より書類「町内会長が町内の代表者である。」ことを要望され、(戊) は、会員の表決権を無視し委任状提出方法となつた（添付15その他2）。また、委任状の票数を町内会長に与えるのではなく、町内会長は、各々1箇の表決権を持つ。何のための委任状か分からぬ（添付6 (丁) の規約第26条）
- 法第260条の18(2)には、「認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は、代理人によって表決することができる。」とあり、総会は次年2月で、総会の委任状の提出は6月である。町内会長として町内会長会議への委任はできるが、日時・議題の未確定な「総会」への委任まではできない（添付16の(1)）。これは、「総会」に対する書面表決機会の不履行・白紙委任であり、法令に違反する（添付16の(2)）。令和4年度総会は、通知文に反し、公示されない、反対者・棄権者（添付16の(3)）の記載がない総会が行われた。(丁) の規約内に町内会長、町内会長会議の職務と権限

の記載された規約改正案が津市長に提出され、一部訂正後認可された。議事録には、総会員数1,328名、出席会員数18名、表決委任者1,229名である。加入世帯数が822世帯で1,328名なら（丁）は、1世帯あたり会員1.5名の限界集落になる（添付17）。

（参考）河芸総合支所への口頭質問

（甲）（（乙）及び（丙）に対し）「（丁）は限界集落の自治会ですか。」

（乙）及び（丙）「分からない。」

(オ) 「令和5年度総会」も、これまでと同様に開催日時等の公示、書面表決、棄権者の数も未記入のまま、会員数14名（町内会長14名）、出席者14名（本人出席者13名、委任状1名）で行われた（添付18の4）。これは、いい加減な議事録で（丁）の役員5名の内、誰も出席していない総会である。

(カ) 令和5年度（丁）の役員立候補届出について（添付19）

（甲）は、令和5年度（丁）の会長に立候補したところ、選挙管理委員長は、（甲）に対し、改正された規約「同一町内会から会長・会計は立候補できない（添付15議事3立候補届出の条件3）」が示され、本人の了解なく立候補が取り消されていた（添付20の①）。立候補届出に上記が書かれていないことに抗議したところ立候補が認められた（添付21の議題1）。

なお、（甲）が○○町内会総会で（丁）の会長に立候補し了承された。一方、会計立候補者は、○○町内会総会を欠席し令和4年度に引き続き会計をする旨の意思表示をしていなかった。

また、この規約には、「第1回町内会長会議にて過半数により選出する（添付6第10条）。」となっていた。（乙）及び（丙）は、一部修正を（戊）に求め、法に違反した規約は成立した（修正成立年月日不明）。

(キ) 町内会長の選任について（添付22三2）（委任状を提出しない理由）

法第260条18の2より、（丁）は、総会前に「総会（案）」を○○町内会組長会に示し、○○町内会組長会で検討後、その検討結果を踏まえて「総会」での表決権を前田町内会長に一

任することとします。（丁）は、町内会長に委任する委任状を未提出の場合は、（甲）に対し町内会長会議に出席できなくなる通告をした（添付23）。

(4) 財務会計上の行為から1年経過後に請求する正当な理由

ア 交付金の過大請求について

（丁）の過大請求が「近畿日本ツーリスト株式会社の架空請求」と同じく刑法に触れる可能性があるので添付資料をできる限り収集し、令和6年7月21日第335回地域懇談会（河芸地区）「河芸地区地域懇談会で頂いた課題に対する整理結果（津市長の考え方）」を見て最終判断をするためであった。

(ア) 整理結果には「間違いによる訂正」、添付10には（丁）の「精査したところ誤り」との記載があるが、税金である以上、（戊）は初めから精査して提出するのが本筋である。

(イ) 「間違いによる訂正」「精算したところ誤り」で矮小化しようとしている。令和4年度当初からこの問題について、（甲）は、（丁）、（戊）に対し「水増し請求をやめよ」、（乙）及び（丙）に対し「水増し請求をやめさせよ」と言っている。令和5年4月9日（丁）第1回町内会長会議における（戊）の「もうかっとる」発言から、長年にわたって、明らかに世帯ではない店舗・会社等を含めた数を加入世帯数として請求している。（戊）は、自治会の儲けにかこつけて自身の自治会長報償金増額を企てていたと思われる。

イ （戊）による総会の恣意的な運用について

令和4年度（乙）、（丙）から「規約の問題は、自治会内部の問題なので（甲）が（丁）に入り解決してほしい。」と言われた。

（甲）は、令和5年度から○○町内会会長として法に違反した不条理な規約ではあるが、規約通り運営をするように求め続けたが、令和5年度総会（令和6年2月）を見る限り長年慣例化された「町内会長会議」の弊害をなくせないでいる。「総会」から「町内会長会議」への変更を認めればどのような弊害が生じるかを確認する期間が必要であった。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を河芸総合支所地域振興課及び市民部地域連携課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和6年9月9日に請求人及び関係職員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

#### (1) 津市町自治会交付金について

##### ア 支出の根拠

津市町自治会交付金（以下「交付金」という。）は、津市自治会等交付金交付規則（平成31年津市規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、自治会等が行う活動を推進し、住民福祉の向上を図るために交付されるものであり、交付すべき交付金の名称、目的、交付の対象及び額その他交付金の交付に関しては、津市町自治会交付金交付要綱（平成31年津市訓第25号。以下「要綱」という。）及び町自治会並びに町自治会長及び地区自治会連合会長への公費支出基準（以下「基準」という。）において定められている。

交付の対象となる事業は、町自治会活動事業及び広報配布等協力事業であり、交付金の額は、次のとおり算出される。

##### (ア) 町自治会活動事業

###### a 世帯割額

町自治会の加入世帯数（交付金の交付を受けようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在における加入世帯数（自治会に加入している会員のうち事業所（店舗併用住宅は除く。）

を除いた数をいう。) とする。以下同じ。) に 230 円を乗じて得た額

b 均等割額 15,000 円

(イ) 広報配布等協力事業

町自治会で配布する広報誌等の配布世帯数（基準日現在における配布世帯数）に 1,080 円を乗じて得た額

イ ○○自治会に交付された交付金

(ア) 平成 29 年度

a 町自治会活動事業 199,690 円（加入世帯数 803）

b 広報配布等協力事業 867,240 円（加入世帯数 803）

c 交付額 1,066,930 円

(イ) 平成 30 年度

a 町自治会活動事業 199,690 円（加入世帯数 803）

b 広報配布等協力事業 867,240 円（加入世帯数 803）

c 交付額 1,066,930 円

(ウ) 平成 31 年度（令和元年度）

a 町自治会活動事業 201,990 円（加入世帯数 813）

b 広報配布等協力事業 878,040 円（加入世帯数 813）

c 交付額 1,080,030 円

(エ) 令和 2 年度

a 町自治会活動事業 202,450 円（加入世帯数 815）

b 広報配布等協力事業 880,200 円（加入世帯数 815）

c 交付額 1,082,650 円

(オ) 令和 3 年度

a 町自治会活動事業 203,140 円（加入世帯数 818）

b 広報配布等協力事業 883,440 円（加入世帯数 818）

c 交付額 1,086,580 円

(カ) 令和 4 年度

a 町自治会活動事業 204,060 円（加入世帯数 822）

b 広報配布等協力事業 887,760 円（加入世帯数 822）

c 交付額 1,091,820 円

(キ) 令和 5 年度（返還前の交付申請時）

a 町自治会活動事業 204,060 円（加入世帯数 822）

- b 広報配布等協力事業 887,760円（加入世帯数822）
- c 交付額 1,091,820円

(2) 津市町自治会長報償金について

ア 支出の根拠

津市町自治会長報償金（以下「報償金」という。）は、基準において定められており、下表のとおり算出される。

報償金の種類	世帯数割	均等割
町自治会長報償費 ①+②、または③の いずれか多い金額	①200円×加入 世帯数（※）	②一自治会長につき 30,000円
		③45,000円（最低額）

※自治会に加入している会員のうち事業所（店舗併用住宅は除く。）  
を除いた数

イ ○○自治会長に交付された報償金

(ア) 平成29年度

190,600円（源泉所得税を含む。以下同じ。）（加入世帯  
数803）

(イ) 平成30年度

190,600円（加入世帯数803）

(ウ) 平成31年度（令和元年度）

192,600円（加入世帯数813）

(エ) 令和2年度

193,000円（加入世帯数815）

(オ) 令和3年度

193,600円（加入世帯数818）

(カ) 令和4年度

194,000円（加入世帯数822）

(キ) 令和5年度（返還前の振込口座届出時）

194,400円（加入世帯数822）

2 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

津市町自治会交付金の過大請求について

請求人は、措置の請求のうち、(イ)及び(オ)において、平成29年度か

ら令和5年度まで、津市が○○自治会に支払った交付金及び○○自治会長に支払った報償金における過大請求分の返還請求を主張している。

これは、津市長が、規則第13条に規定される交付金の返還請求権の行使及び報償金の返還請求を怠っているとの請求であると解されることから、本件監査請求は、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当する。また、本件監査請求は、最高裁判所判例でいういわゆる「真正怠る事実」に該当し、監査請求期間の制限が及ばない請求と解することから、適法な監査請求であると判断した。

#### イ 不適法な監査請求であると判断したもの

##### (ア) 津市町自治会交付金の過大請求について

措置の請求のうち、(ア)、(ウ)、(エ)及び(カ)については、住民監査請求の対象とする財務会計行為のいずれにも該当しないことから、不適法な監査請求であると判断した。

##### (イ) ○○自治会長による総会の恣意的な運用について

請求人は、津市長が、認可地縁団体である○○自治会の規約改正時の手続が適法であったか確認し、不適法であった場合は認可を取り消すよう主張している。しかしながら、認可地縁団体の認可の取消しは、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為のいずれにも該当しないことから、不適法な監査請求であると判断した。

#### 3 適法な監査請求に係る判断（交付金の過大請求について）

##### ア 合議に至った判断

本件監査請求の争点は、交付金、報償金の金額算定の基礎となる自治会への加入世帯数の範囲及び過大請求の事実の有無であると理解し、監査を実施した。

請求人は、法第260条の2第2項第3号の規定により、認可地縁団体である○○自治会の構成員となることができるものは個人であり、個人加入ではないアパートの管理会社関係、店舗、会社等は加入世帯数から除外すべきであると主張する。河芸総合支所地域振興課からの陳述では、アパートの入居者は、町自治会交付金に係る受付事務の進め方（市民部地域連携課作成）に基づき、加入世帯数に含めて申請できるとのことであったが、店舗、会社等の取扱いについては言及がなかった。

規則、要綱においても、加入世帯数の範囲は示されておらず、申請時には住民基本台帳上の世帯数を上回っていないか確認した上で交付金の交付確定を行っており、市として可能な範囲での審査はなされていることから、個人加入ではないアパートの住民を加入世帯数に含んでいるからと言って、過大請求があったとまでは言えない。

しかしながら、陳述時に市民部地域連携課に店舗、会社等の取扱いについて確認したところ、基準第2第4項において「この運用において、要綱第5条第1項第1号の「加入世帯数」とは、自治会に加入している会員のうち事業所（店舗併用住宅は除く。）を除いた数をいう。」と定義されており、店舗（店舗併用住宅は除く。）、会社等については、加入世帯数の範囲外になるとのことであった。

そうすると、請求人から提出された証拠書類添付5「令和5年5月28日（丁）第2回河芸町○○自治会町内会長会議録」によれば、自治会費を納入している店舗は26店舗あり、添付7「平成28年度会費及び協力金明細」によれば、協力金を納入しているのは19店舗、2会社あること、添付8年度別（平成29年度～令和4年度）広報等配布対象件数・加入世帯数・自治会長報償金・決算書における区費納入世帯数とそれを上回る交付金申請時の加入世帯数との差異を考慮すれば、これらの店舗、会社が交付金、報償金の加入世帯数に含まれている蓋然性は高く、少なくとも当該世帯数分については、過大請求になっているものと推認される。

よって、請求人の主張には理由があると判断し、第4のとおり勧告する。

#### イ 合議に至らなかった判断

請求人は、町自治会交付金のうち、広報配布等協力事業の配布世帯数についても、実際の配布世帯数に予備分を加えた世帯数で申請しており、過大請求であると主張している。

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定は、法第242条第8項において監査委員の合議によるものと規定されている。本件監査請求における広報配布等協力事業の配布世帯数の申請が過大請求に当たるか否かについて審議を尽くしたが、合議には至らなかったため、監査の結果を導くことはできなかった。

なお、監査委員の主な意見は次のとおりである。

#### (ア) 請求に理由があるとする意見

広報配布等協力事業における配布世帯数は、要綱上、町自治会で配布する広報誌等の配布世帯数（基準日現在における配布世帯数）と定義されており、交付金の交付を受けようとする4月1日現在の配布世帯数は実数となるはずであることから、予備分は含まれず、過大請求に当たる。

#### (イ) 請求に理由がないとする意見

広報配布等協力事業における配布世帯数は、要綱上、町自治会で配布する広報誌等の配布世帯数（基準日現在における配布世帯数）としか定義されておらず、予備分の取扱いについて明確に判断できる基準がない。例えば、世帯数が増加している地域において、4月1日時点の正確な世帯数を把握することは難しく、社会通念上許容される範囲での予備分を含めて配布世帯数とみなせるのかなど、要綱上の解釈の裁量権については、津市長が有するものであり、予備分の取扱いについては、市が説明責任を果たすべきである。

### 第4 勧告

#### 1 措置すべき事項

津市長は、過年度に遡り、規則第10条の規定に基づく調査を実施し、過大請求となっている事実が認められた場合は、規則第13条の規定に基づく交付金の返還、報償金の返還を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

#### 2 措置期限

令和6年11月29日

法第242条第9項の規定に基づき、期限内に措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知すること。

### 第5 付言

報償金の返還を求める場合は、源泉所得税に係る税務手続が必要となるので留意されたい。

以上